



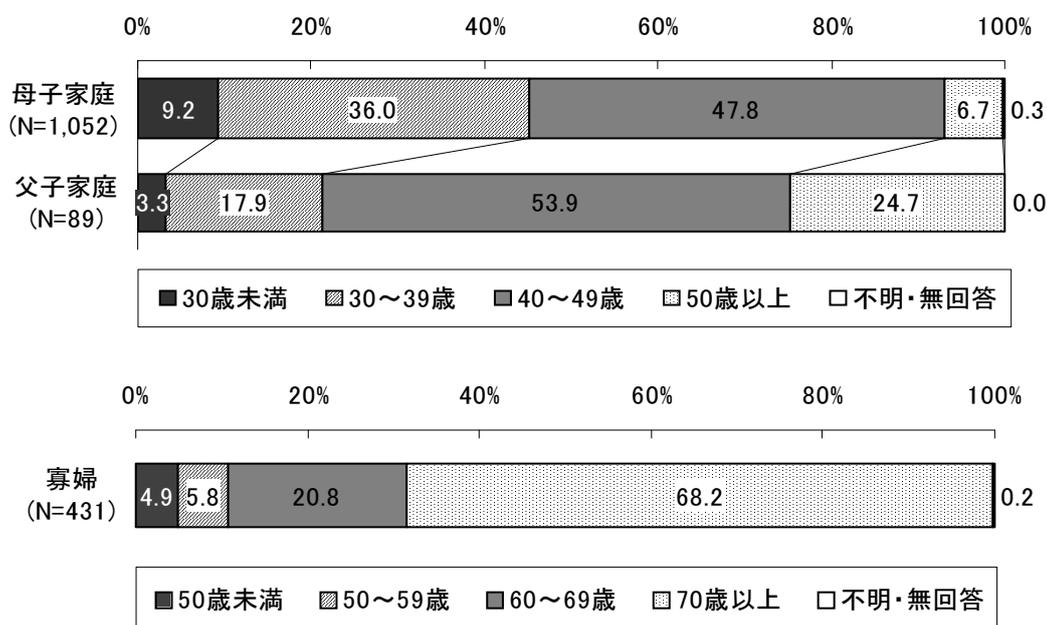
資料編

ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査結果

(1) 世帯の状況

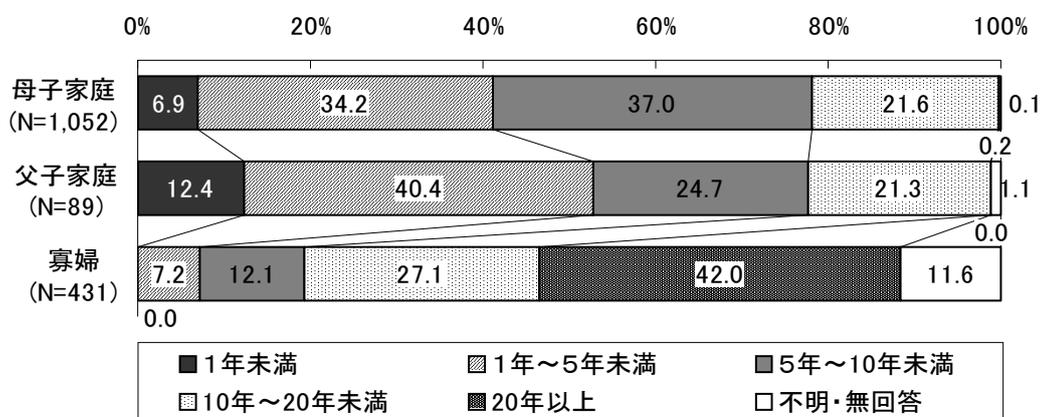
① 年齢

母子家庭、父子家庭ともに40歳代が約半数で最も多くなっており、寡婦では「70歳以上」が約7割と最も多くなっています。



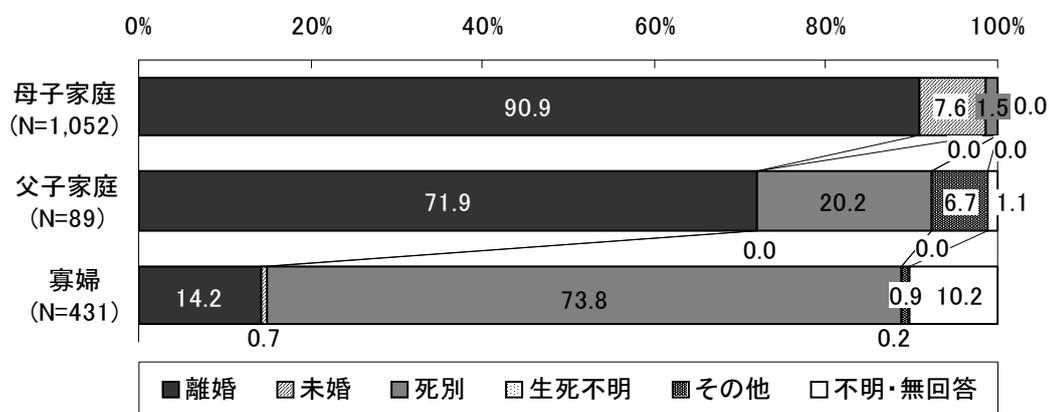
② ひとり親家庭になってからの年数

母子家庭では「1年～5年未満」、「5年～10年未満」がともに約3分の1を占めています。父子家庭では「1年～5年未満」が、寡婦では「20年以上」が約4割とそれぞれ最も多くなっています。



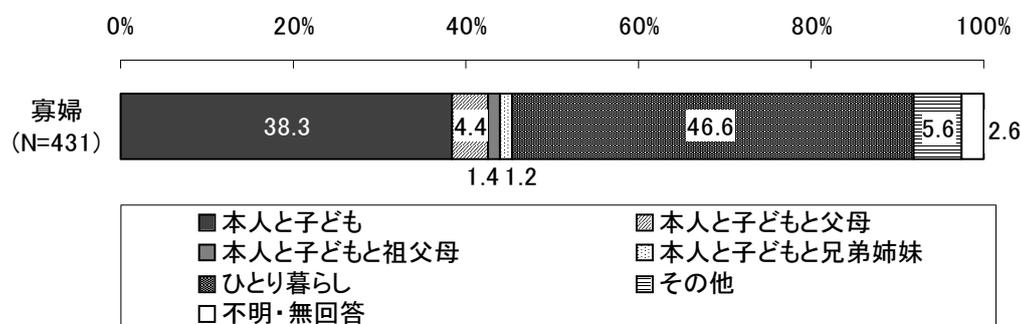
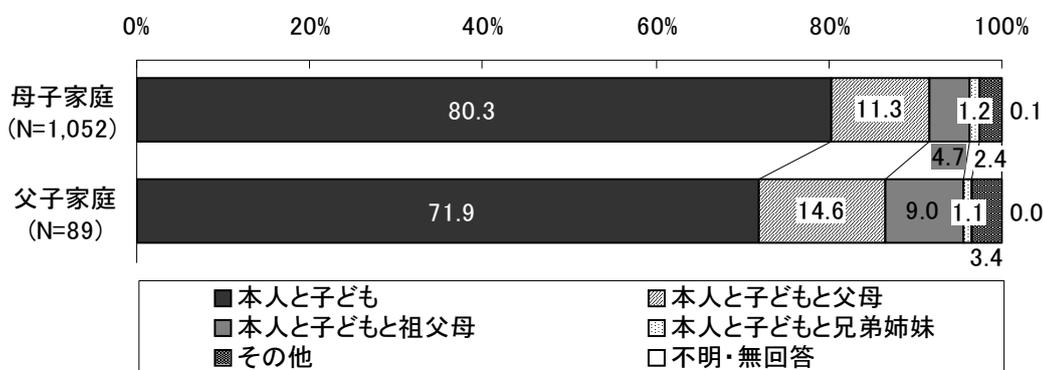
③ ひとり親になった理由

母子家庭では約9割、父子家庭では約7割で「離婚」が最も多くなっており、寡婦では「死別」が約7割と最も多くなっています。



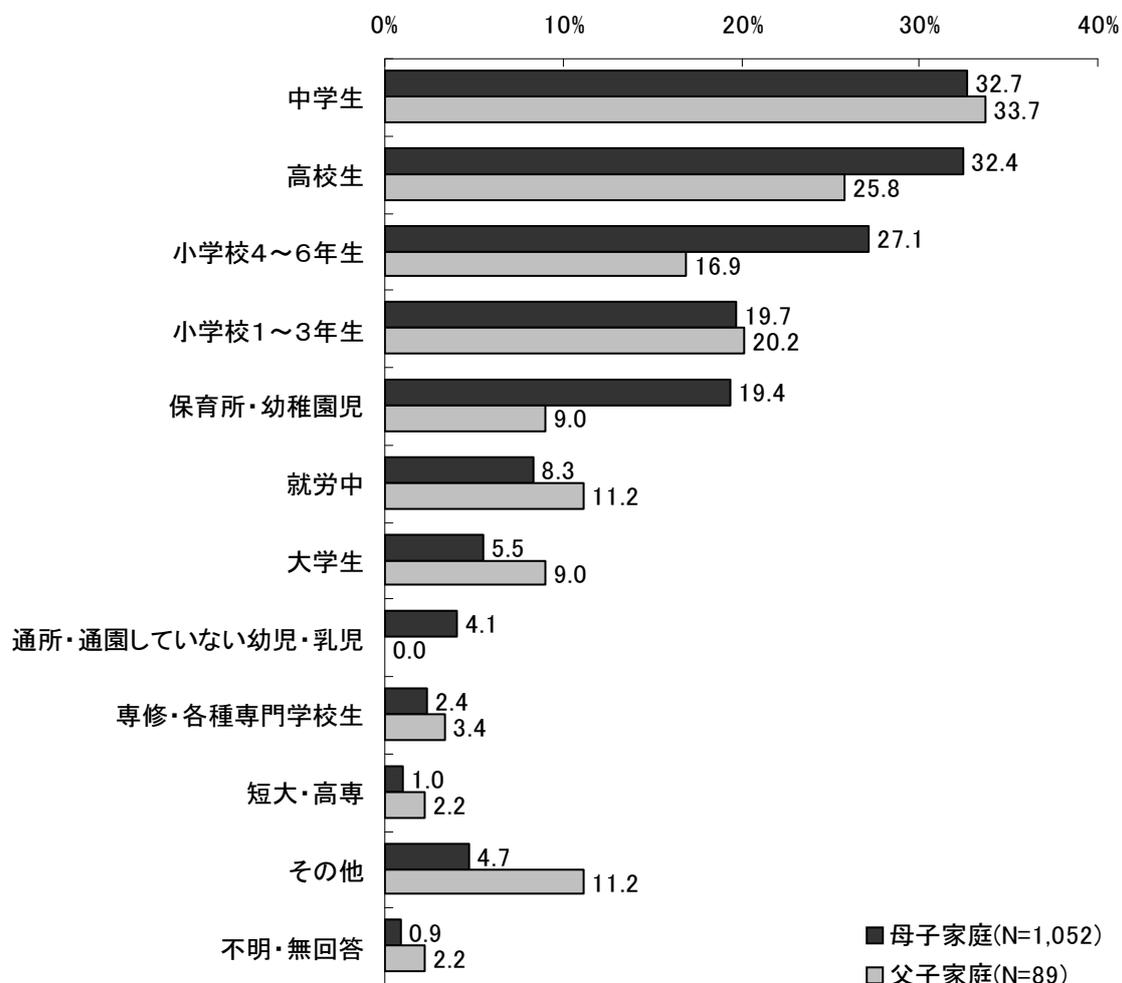
④ 同居している家族

母子家庭では約8割、父子家庭では約7割で「本人と子ども」が最も多くなっており、寡婦では「ひとり暮らし」が約5割と最も多くなっています。



⑤ 同居している子どもの就学状況

母子家庭、父子家庭ともに「中学生」が約3分の1と最も多くなっています。母子家庭では次に「高校生」、「小学校4～6年生」の順に多くなっています。父子家庭では「高校生」、「小学校1～3年生」の順に多くなっています。

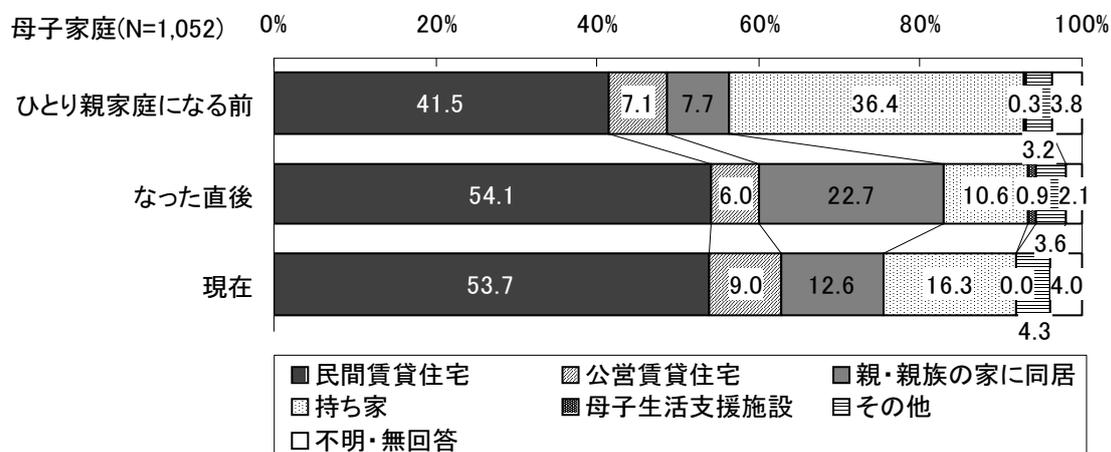


■その他回答

○通信制、浪人生、アルバイト、フリーター、無職など

⑥ 住居の状況

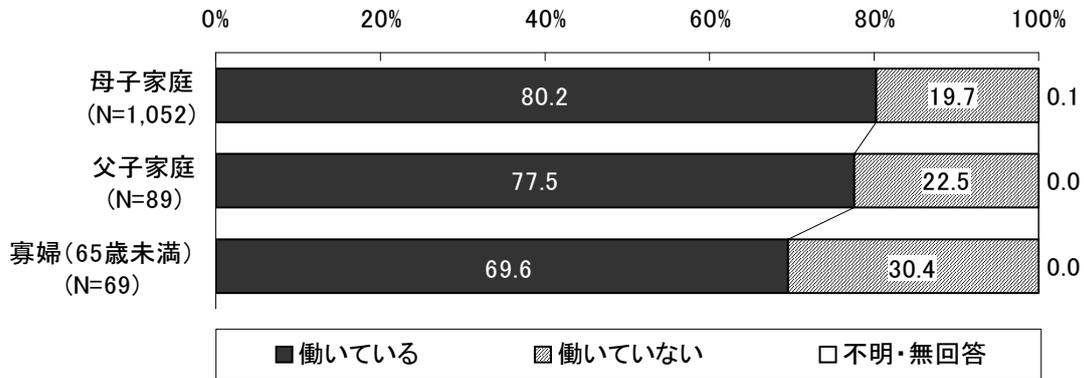
母子家庭のひとり親家庭になる前後で「持ち家」が2割以上減少し、「親・親族の家に同居」が1割以上増加しています。また、「民間賃貸住宅」も1割以上増加しています。



(2) 仕事の状況

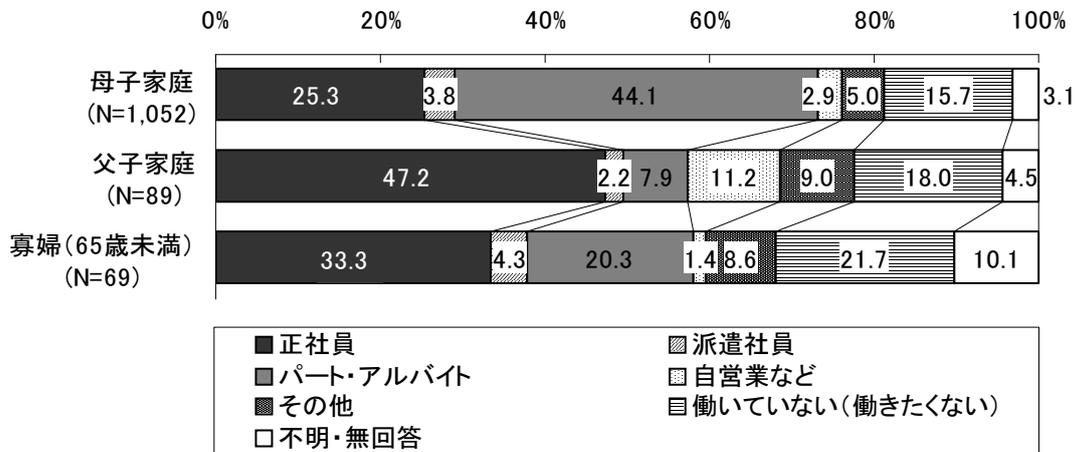
① 仕事の有無

母子家庭、父子家庭、寡婦(65歳未満)ともに「働いている」が約7~8割と多くなっています。



【働き方】

母子家庭では「パート・アルバイト」が約4割以上と多くなっており、「正社員」の2倍近い割合となっています。父子家庭では「正社員」が約5割と半数近くとなっています。

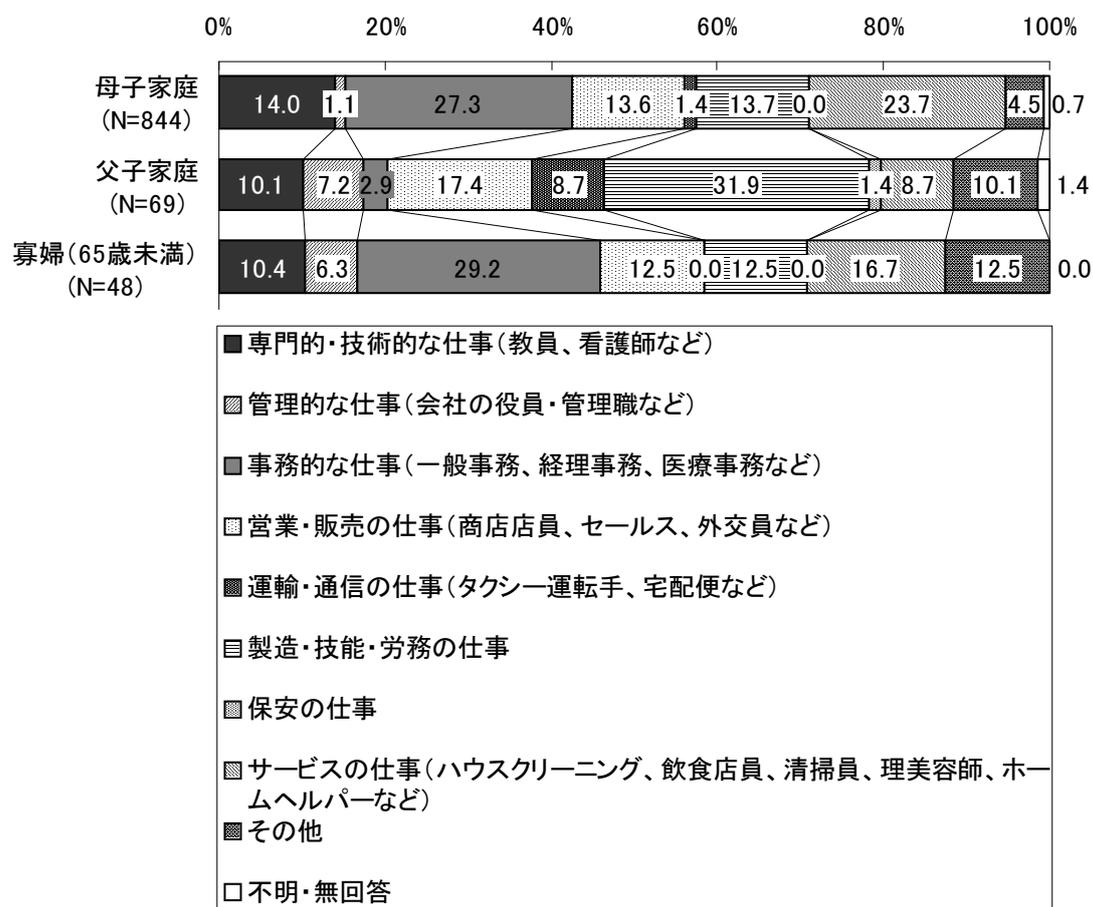


■ その他回答

○ 契約社員、学生、求職中など

【仕事の内容】

現在働いている人のうち、母子家庭、寡婦(65歳未満)では「事務的な仕事」が、父子家庭では「製造・技能・労務の仕事」がいずれも約3割と最も多くなっています。次に、母子家庭、寡婦(65歳未満)では「サービスの仕事」が、父子家庭では「営業・販売の仕事」がいずれも約2割と多くなっています。



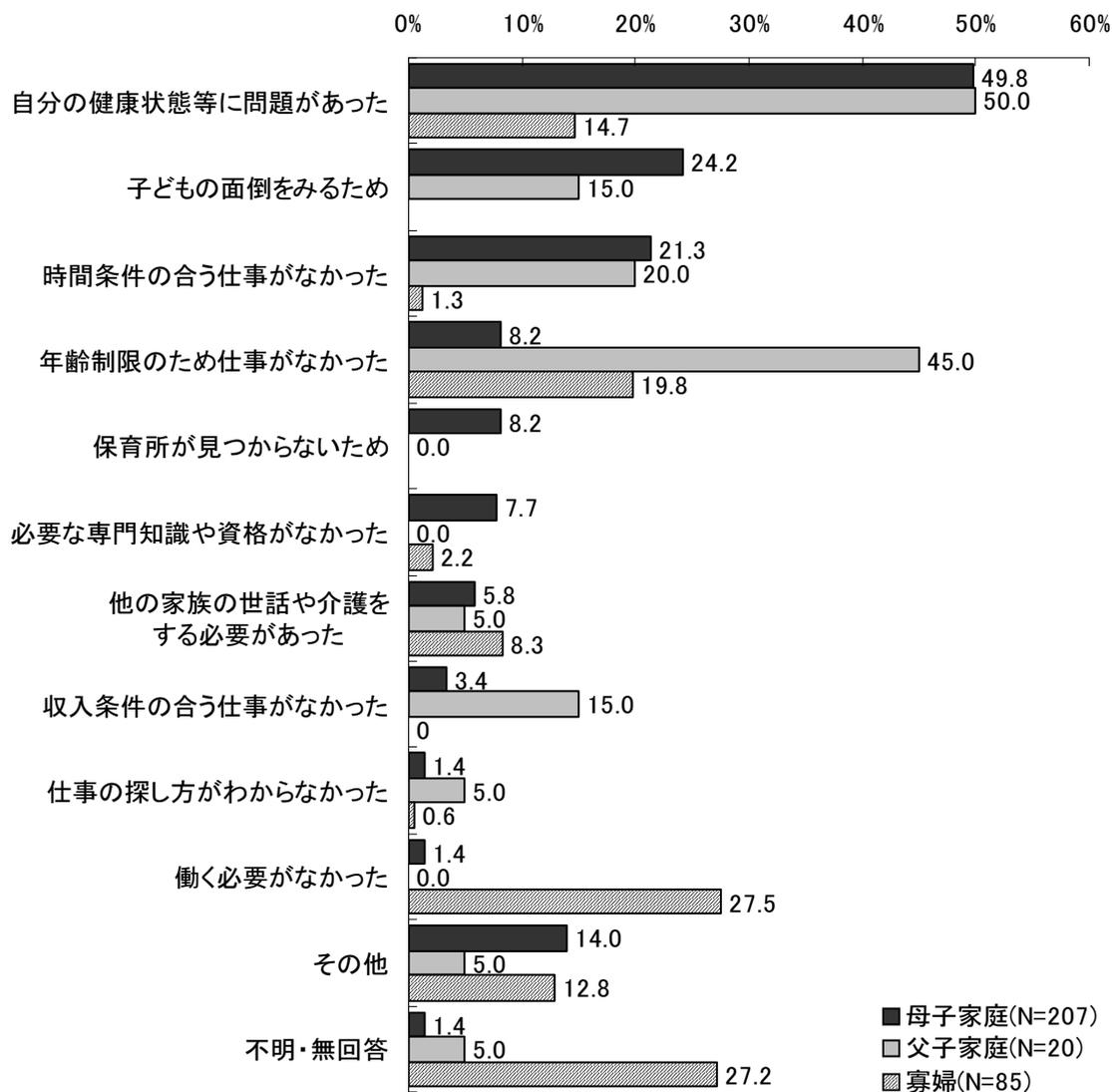
■ その他回答

○内職、自営業など

② 働いていない理由

現在働いていない人にその理由をたずねたところ、母子家庭では「自分の健康状態等に問題があった」が約5割と最も多くなっています。

父子家庭では「自分の健康状態等に問題があった」、「年齢制限のため仕事がなかった」が約5割と多くなっています。寡婦では「働く必要がなかった」が約3割と最も多くなっています。

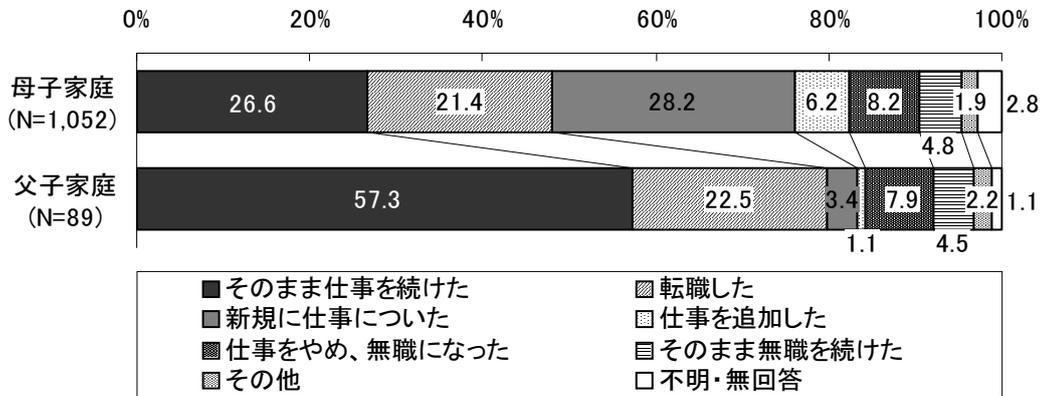


■ その他回答の一部

- 学生だから
- 解雇されたから
- 年金生活だから

③ ひとり親家庭になったことでの仕事上の変化

母子家庭では「新規に仕事についた」が約3割で最も多くなっており、父子家庭では「そのまま仕事を続けた」が約6割と最も多くなっています。

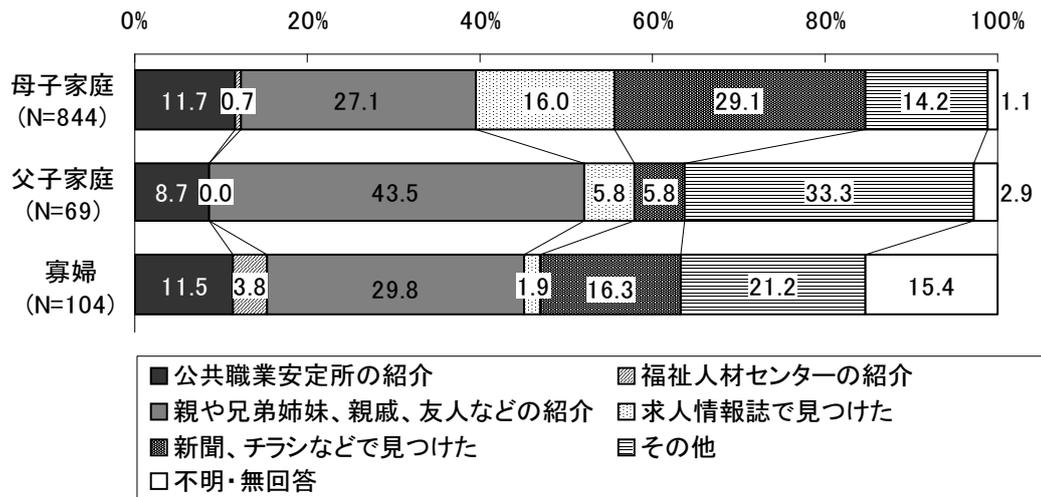


■ その他回答の一部

- 勤務時間を延長した
- 専門学校に通った

④ 現在の仕事を見つけた方法

母子家庭では「新聞、チラシなどで見つけた」、「親や兄弟姉妹、親戚、友人などの紹介」が約3割となっており、父子家庭では「親や兄弟姉妹、親戚、友人などの紹介」が約4割と最も多くなっています。寡婦においても「親や兄弟姉妹、親戚、友人などの紹介」が約3割と最も多くなっています。



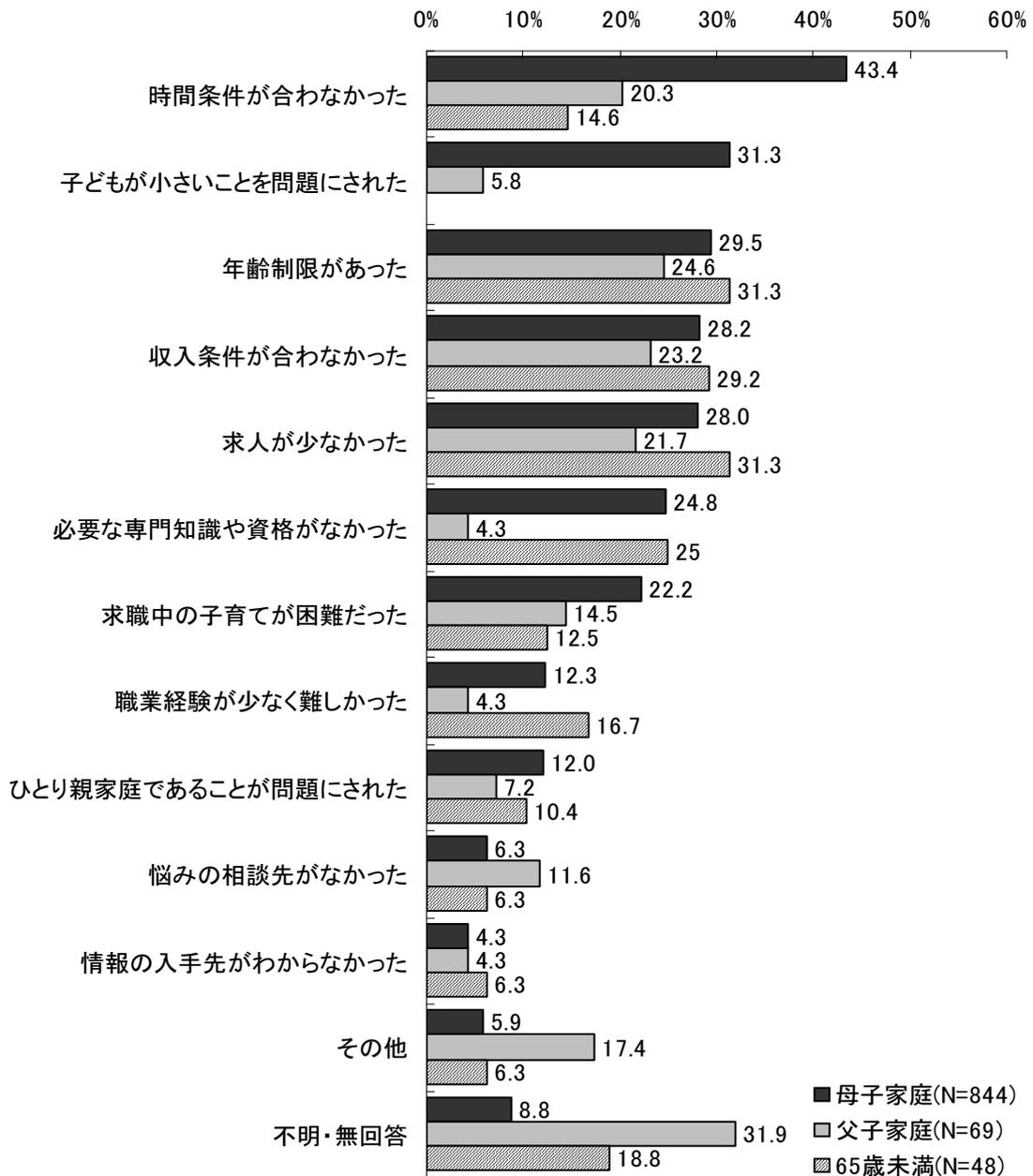
■ その他回答

- 学校からの紹介、派遣会社からの紹介、就職フォーラムなど

⑤ 求職活動の問題点

母子家庭では「時間条件が合わなかった」が約4割と最も多くなっており、次に「子どもが小さいことを問題にされた」、「年齢制限があった」が順に多くなっています。

父子家庭では「年齢制限があった」が最も多く、次に「収入条件が合わなかった」、「求人が少なかった」が順に多くなっています。

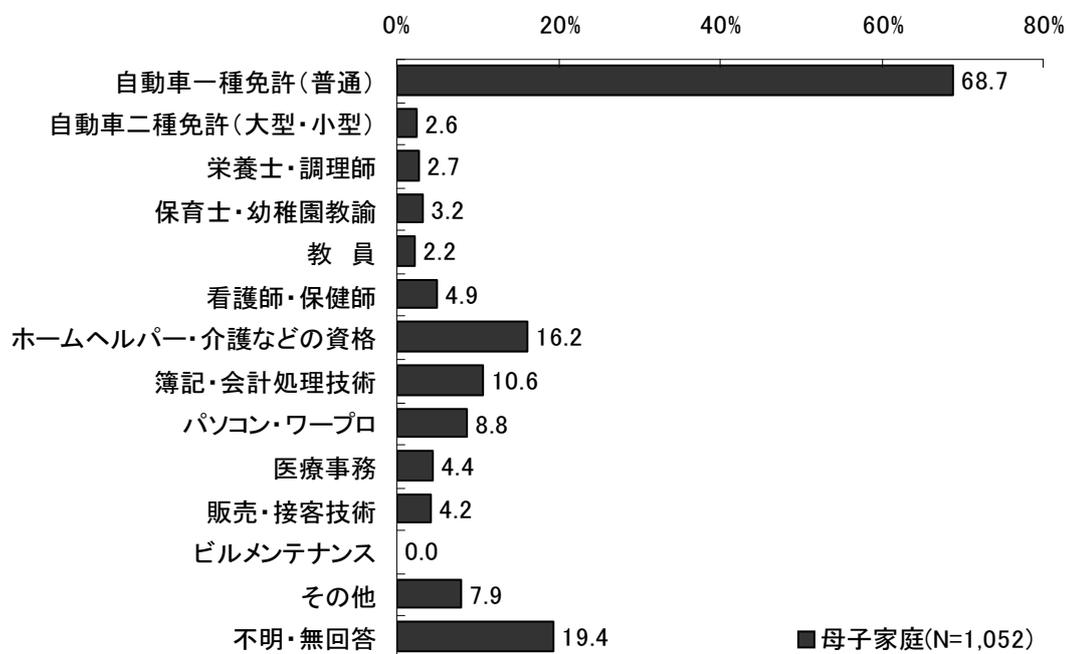


■ その他回答

○保育所に入れないなど

⑥ 資格の取得状況

母子家庭の約7割が「自動車一種免許」を取得しています。次に「ホームヘルパー・介護などの資格」が約2割、「簿記・会計処理技術」、「パソコン・ワープロ」が約1割となっています。

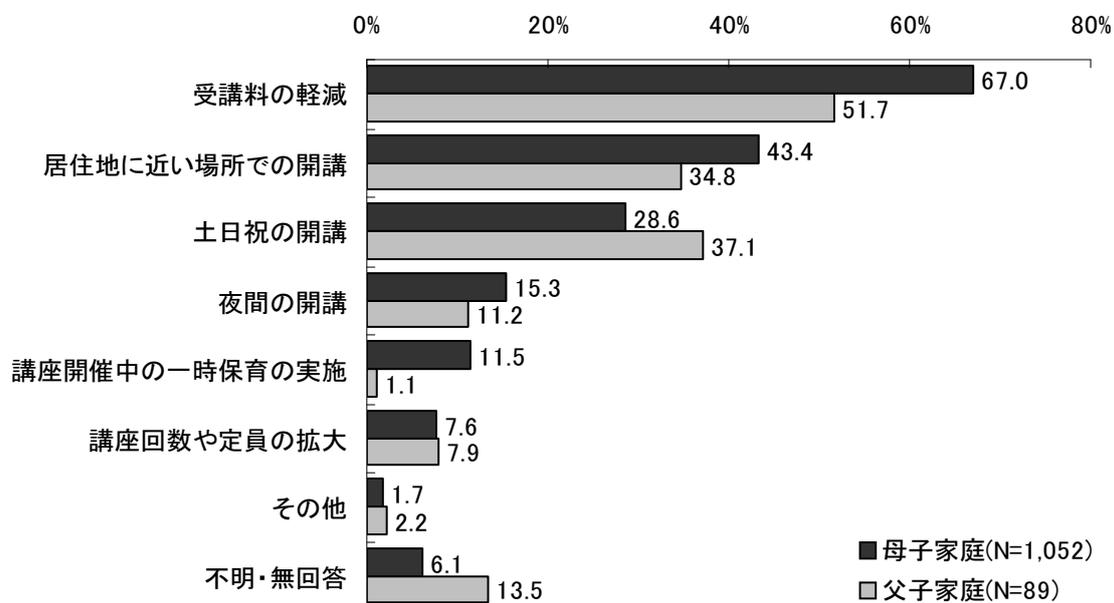


■ その他回答

○理学療法士、薬剤師、美容師、歯科衛生士など

⑦ 講座の開催について配慮してほしいこと

母子家庭、父子家庭ともに「受講料の軽減」が半数を超えて最も多くなっています。母子家庭では「居住地に近い場所での開講」、父子家庭では「土日祝の開講」が次に多くなっています。



■その他回答

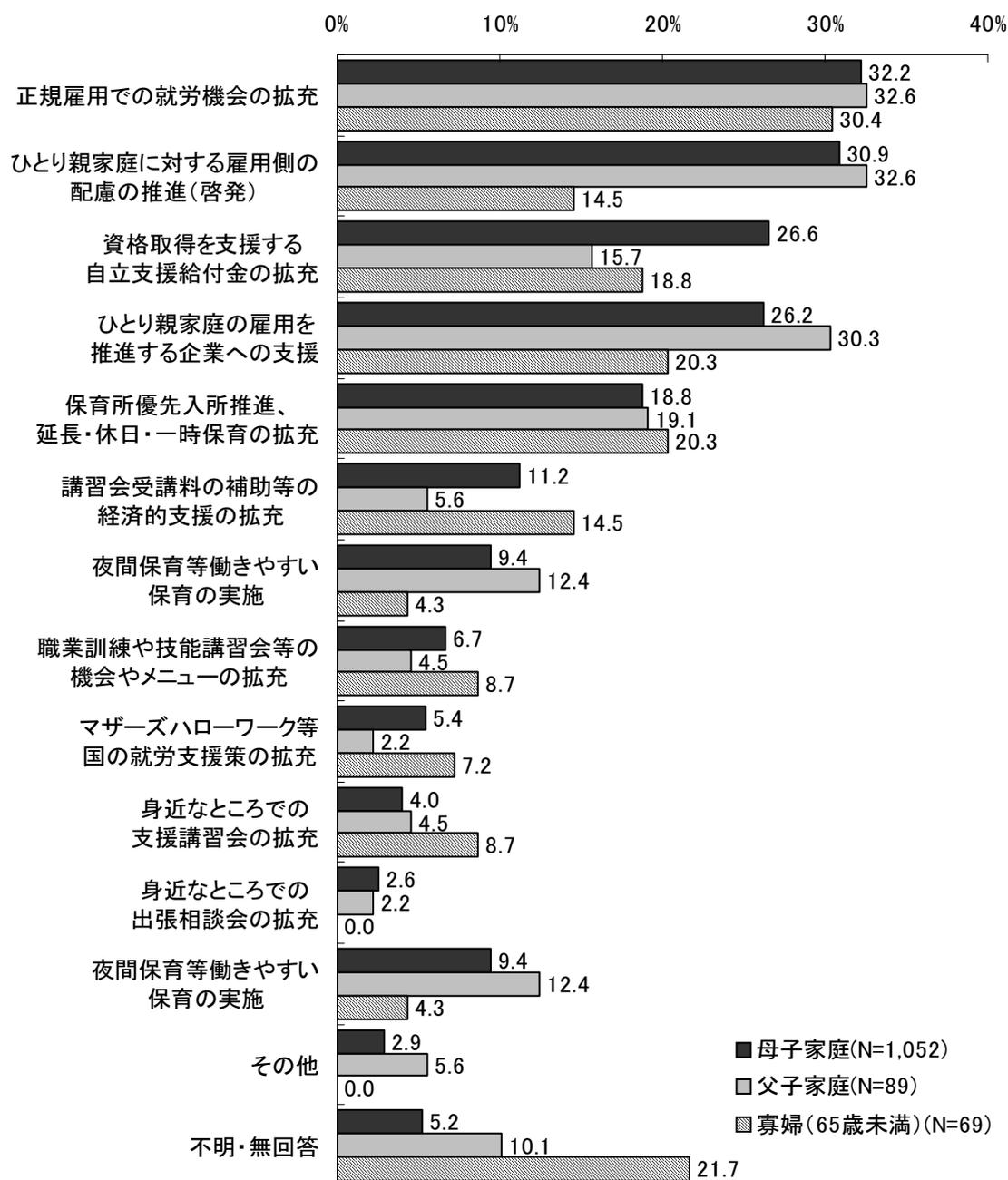
○平日の開講、インターネット受講など

⑧ 就労に関する国や市の施策に対する要望

母子家庭では「正規雇用での就労機会の拡充」が最も多く、次に「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進」、「資格取得を支援する自立支援給付金の拡充」が順に多くなっています。

父子家庭では「正規雇用での就労機会の拡充」、「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進(啓発)」が同率で最も多く、次に「ひとり親家庭の雇用を推進する企業への支援」が多くなっています。

寡婦(65歳未満)でも「正規雇用での就労機会の拡充」が最も多く、次に「ひとり親家庭の雇用を推進する企業への支援」、「保育所優先入所推進、延長・休日・一時保育の拡充」が多くなっています。



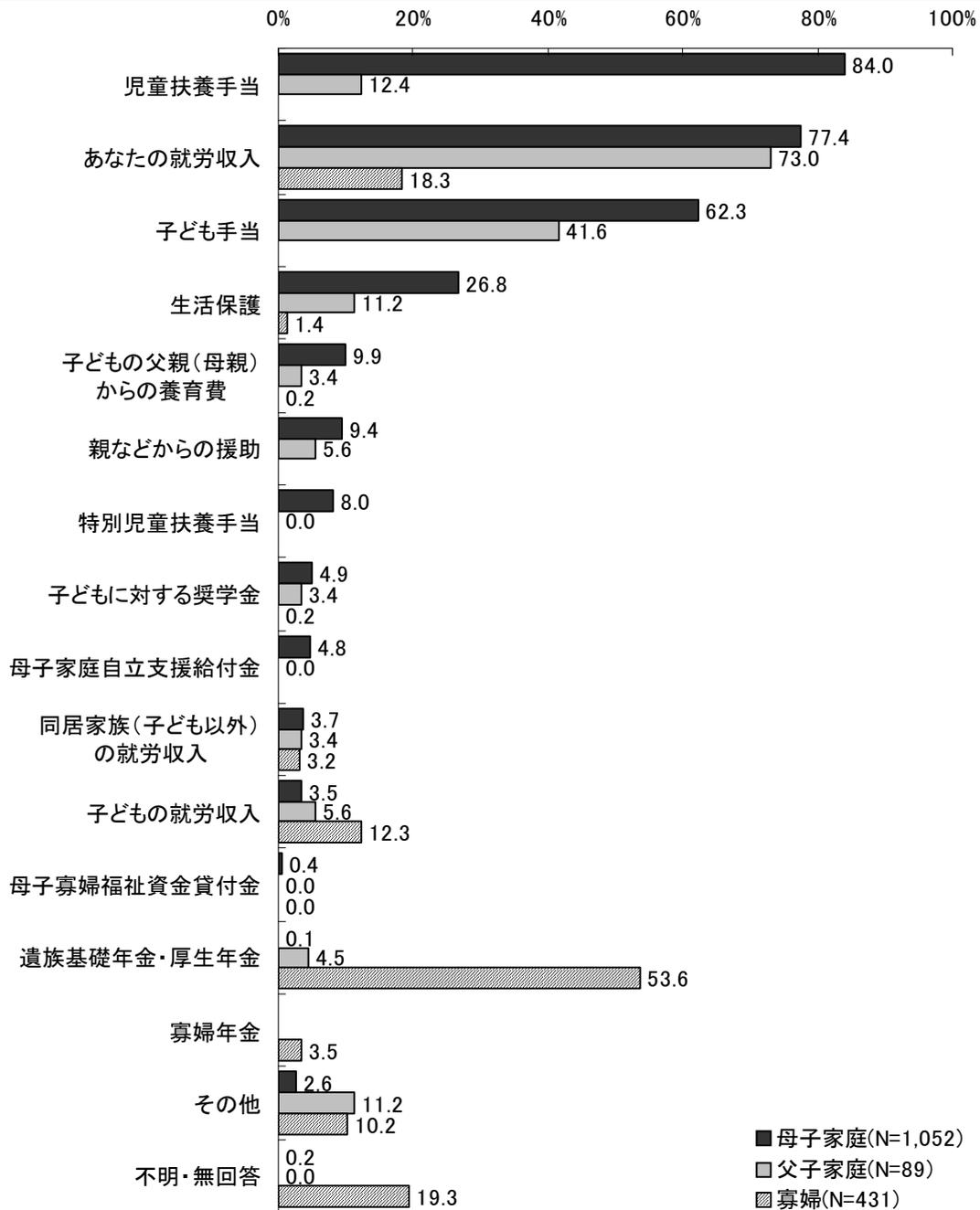
■その他回答の一部

- 就労している人への支援
- ひとり親家庭は保育料を無料にしてほしい
- 働いていないと保育所に入れず、保育所に入っていないと雇ってもらえない
- 障がい児がいる母子家庭への理解
- 雇用年齢の拡充
- 子どもが病気になった時の対応
- 学童保育の拡充
- 障がい者の雇用

(3) 経済的状況

① 世帯収入の構成

母子家庭では「児童扶養手当」が最も多く、次に「あなたの就労収入」が多くなっています。父子家庭では「あなたの就労収入」が最も多く、次に「子ども手当」が多くなっています。寡婦では「遺族基礎年金・厚生年金」が最も多くなっています。

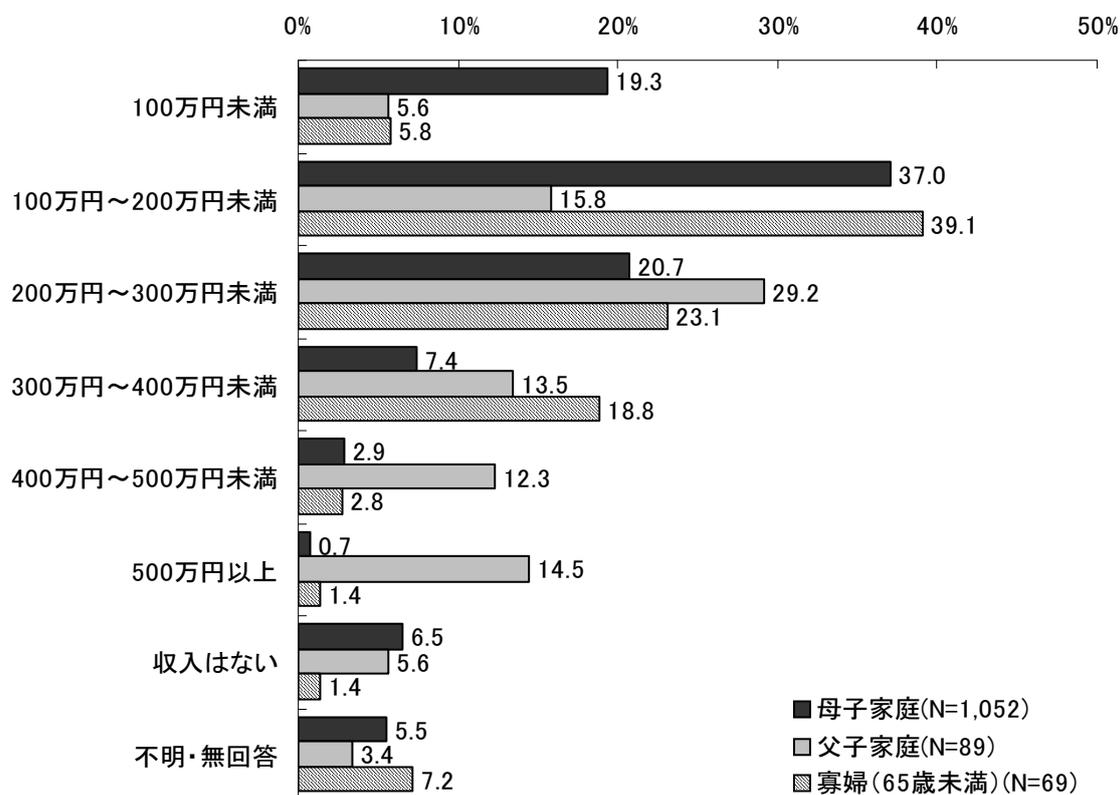


■その他回答

○失業保険、預貯金など

② 世帯の年間総収入

母子家庭では「100万円～200万円未満」が約4割と最も多くなっています。父子家庭は「200万円～300万円」が約3割と最も多くなっています。寡婦でも「100万円～200万円未満」が約4割と最も多くなっています。



参考 ■ 全国の全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況

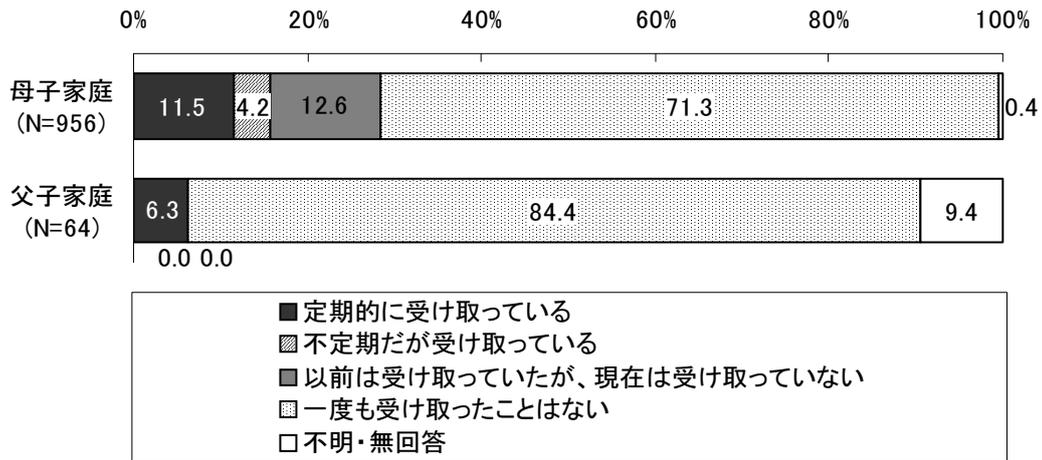
		全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯
世帯数(千世帯)		48,023	9,009	717	12,499
全世帯に占める割合(%)		100.0	18.8	1.5	26.0
平均世帯人員(人)		2.6	1.5	2.7	4.1
平均有業人員(人)		1.3	0.3	1.0	1.7
持ち家率(%)		65.8	75.5	23.6	66.1
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)		78.9	24.8	87.1	97.2
1世帯当たり平均所得金額(万円)		566.8	306.3	236.7	701.2
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)		207.1	195.5	87.6	164.6
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)		319.9	181.3	187.7	355.5
生活意識(%)	大変苦しい	24.0	21.6	48.5	26.3
	やや苦しい	33.2	30.5	36.6	37.2
	普通	37.7	42.6	14.2	32.7
	ややゆとりがある	4.6	4.7	0.7	3.6
	大変ゆとりがある	0.5	0.5	-	0.3

資料：平成19年「国民生活基礎調査」

(4) 養育費について

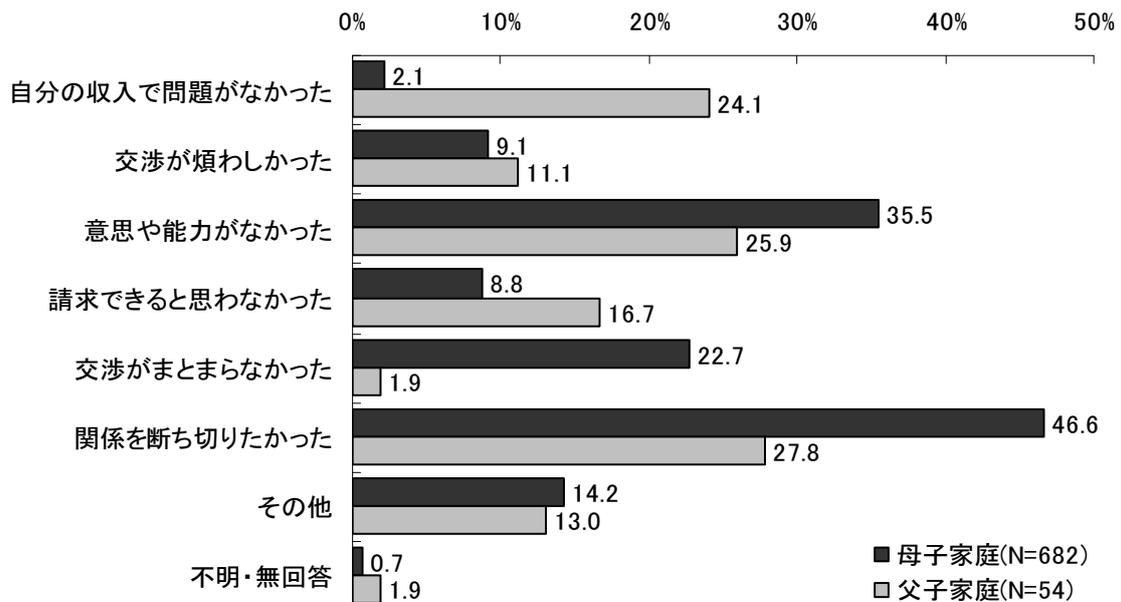
① 養育費の受け取りについて

母子家庭、父子家庭ともに「一度も受け取ったことはない」は約7～8割と非常に多くなっています。母子家庭では「以前は受け取っていたが、現在は受け取っていない」が約1割となっています。



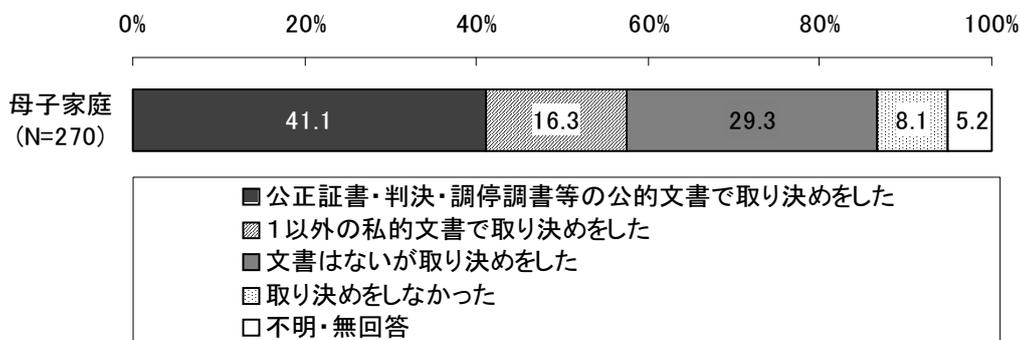
② 養育費を受け取らなかった理由

養育費を受け取ったことのない母子家庭では、その理由として「関係を断ち切りたかった」が約5割と最も多くなっており、次に「意思や能力がなかった」が多くなっています。



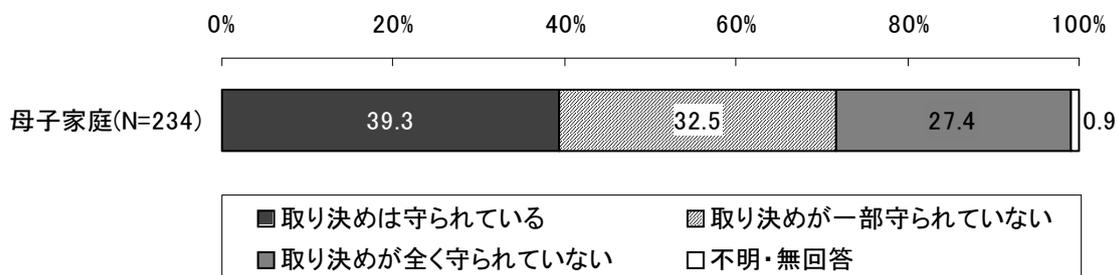
③ 養育費の取り決め

養育費を受け取ったことのある母子家庭では、「公正証書・判決・調停調書等の公的文書で取り決めをした」が約4割と最も多くなっており、次に「文書はないが取り決めをした」が多くなっています。



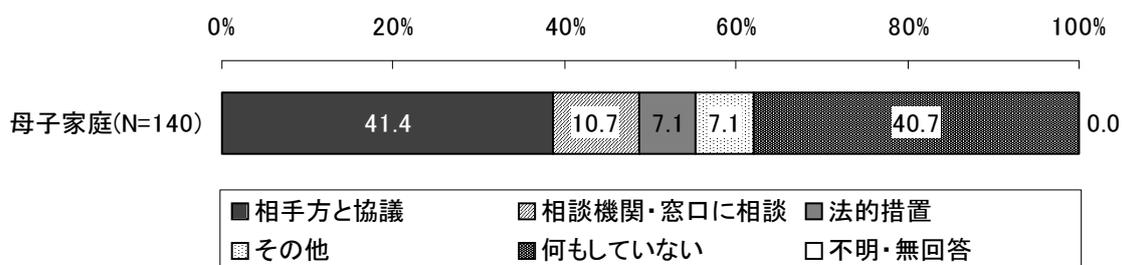
④ 取り決めの順守

養育費の取り決めを行った母子家庭では、「取り決めは守られている」が約4割と最も多くなっていますが、「取り決めが一部守られていない」、「取り決めが全く守られていない」もそれぞれ約3割となっています。



⑤ 取り決めが守られていないことに対する対応

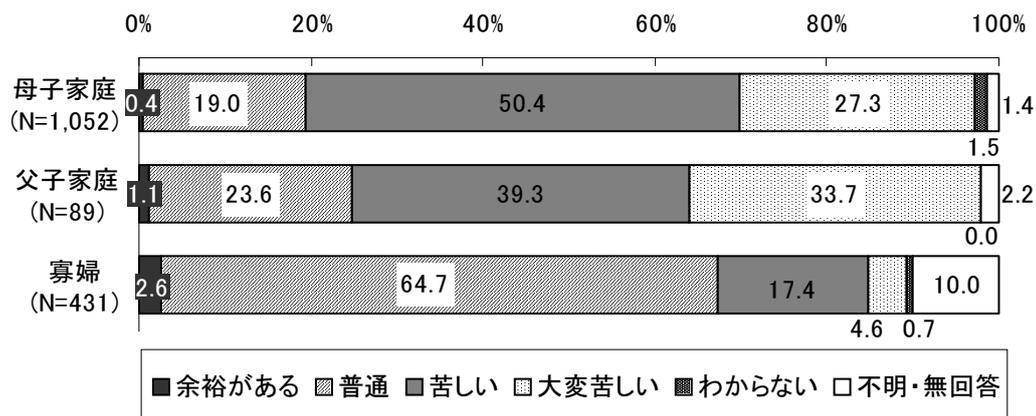
養育費の取り決めが守られていない母子家庭では、「相手方と協議」が約4割で最も多くなっていますが、「何もしていない」も約4割と多くなっています。



(5) 生活についての実感と心配事や悩み

① 現在の生活の状況

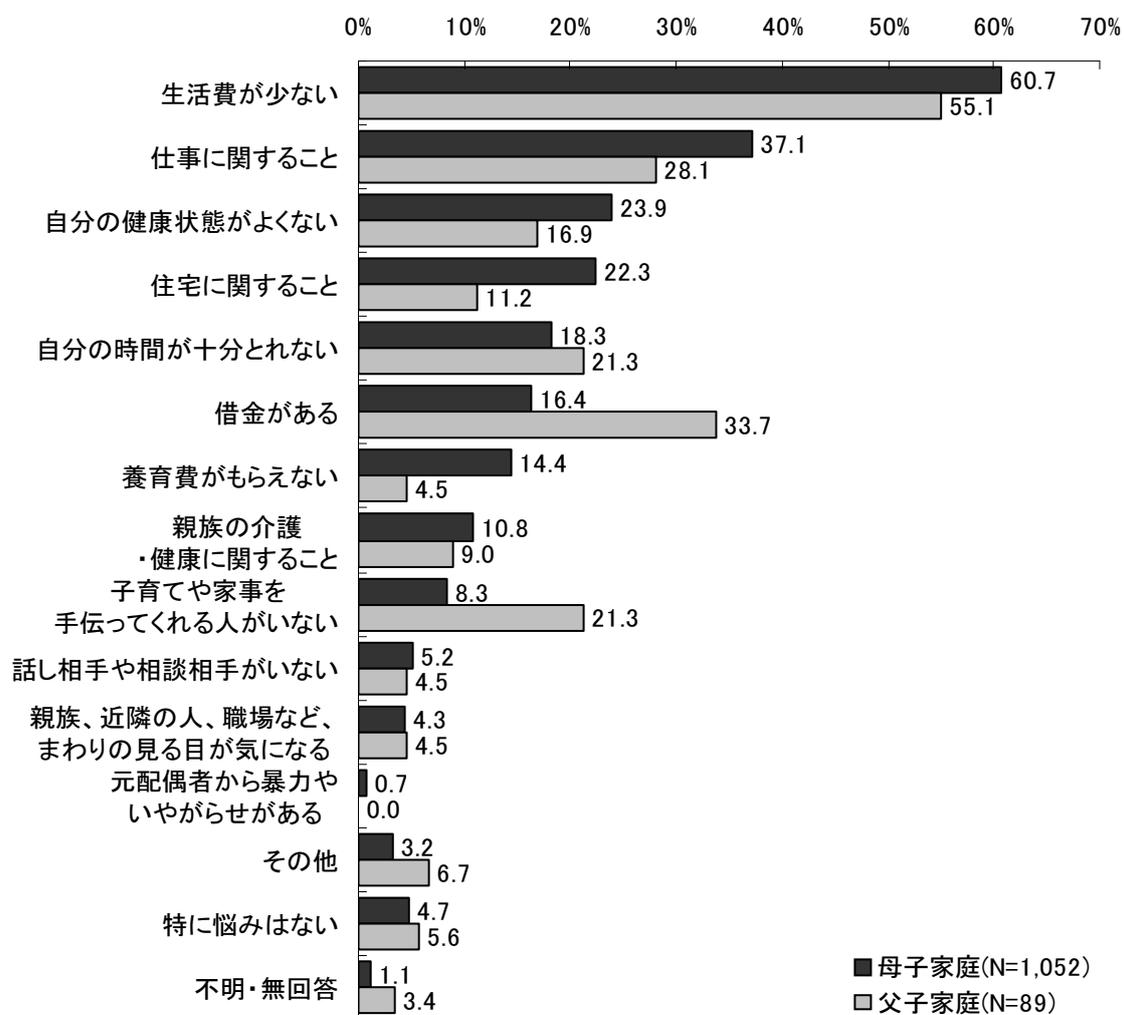
母子家庭、父子家庭ともに「苦しい」が約4～5割と最も多くなっており、「大変苦しい」を加えると約7～8割の家庭が苦しいと感じている状況です。一方、寡婦では「普通」が約6割と最も多くなっています。



② 現在の心配事や悩み

【本人に関する悩み(母子家庭・父子家庭)】

母子家庭、父子家庭ともに「生活費が少ない」が約6割と最も多くなっています。母子家庭では次に「仕事に関すること」、「自分の健康状態がよくない」が順に多くなっていますが、父子家庭では「借金がある」、「仕事に関すること」が順に多くなっています。

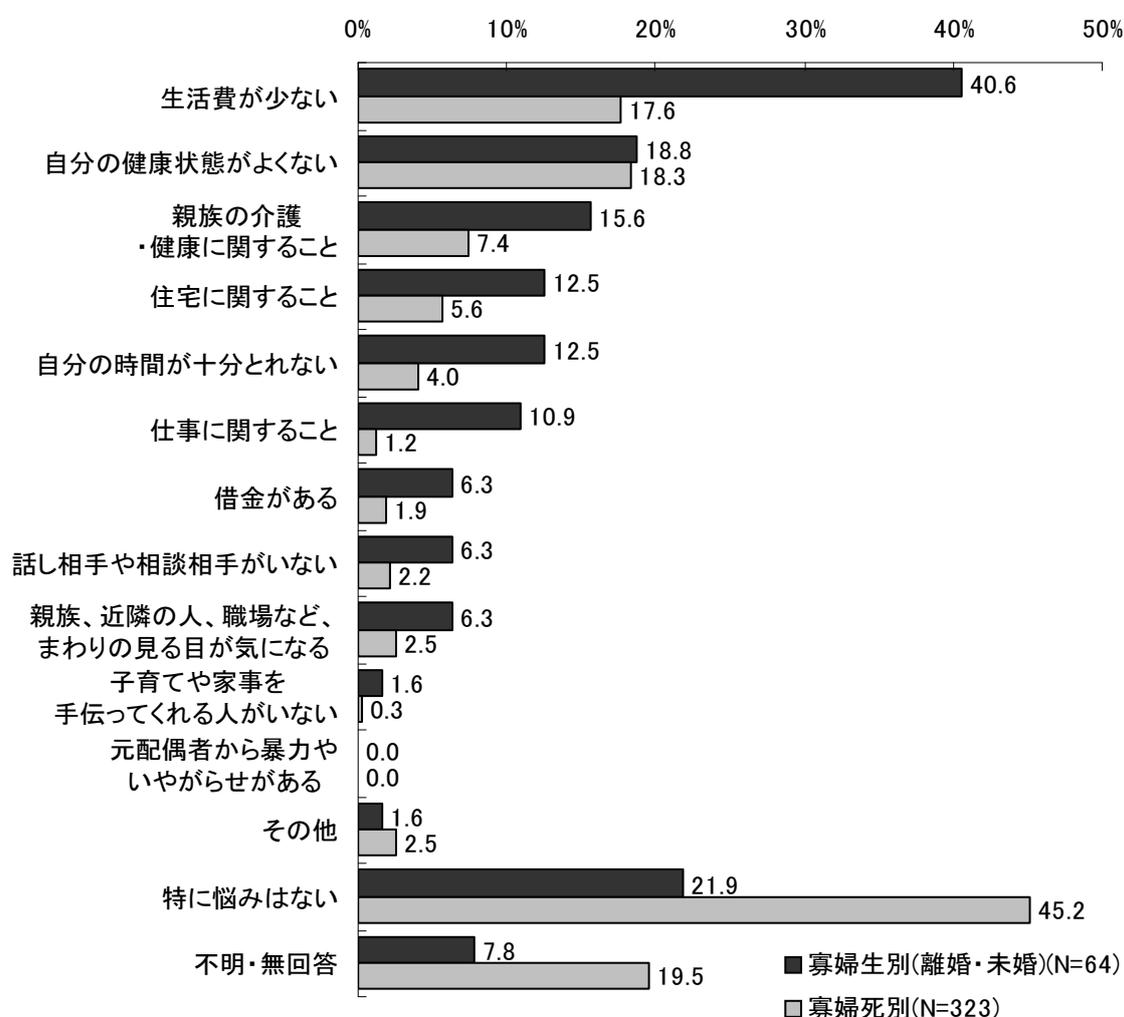


■ その他回答の一部

- 自分の老後、将来について
- ひとり親が子どもに与える影響
- 資格を取る時間と費用について

【本人に関する悩み(寡婦)】

生別した寡婦では「生活費が少ない」が約4割と最も多く、次に「自分の健康状態がよくない」、「親族の介護・健康に関すること」が多くなっています。一方、死別した寡婦では「特に悩みはない」が約5割と最も多く、次に「自分の健康状態がよくない」、「生活費が少ない」が多くなっています。

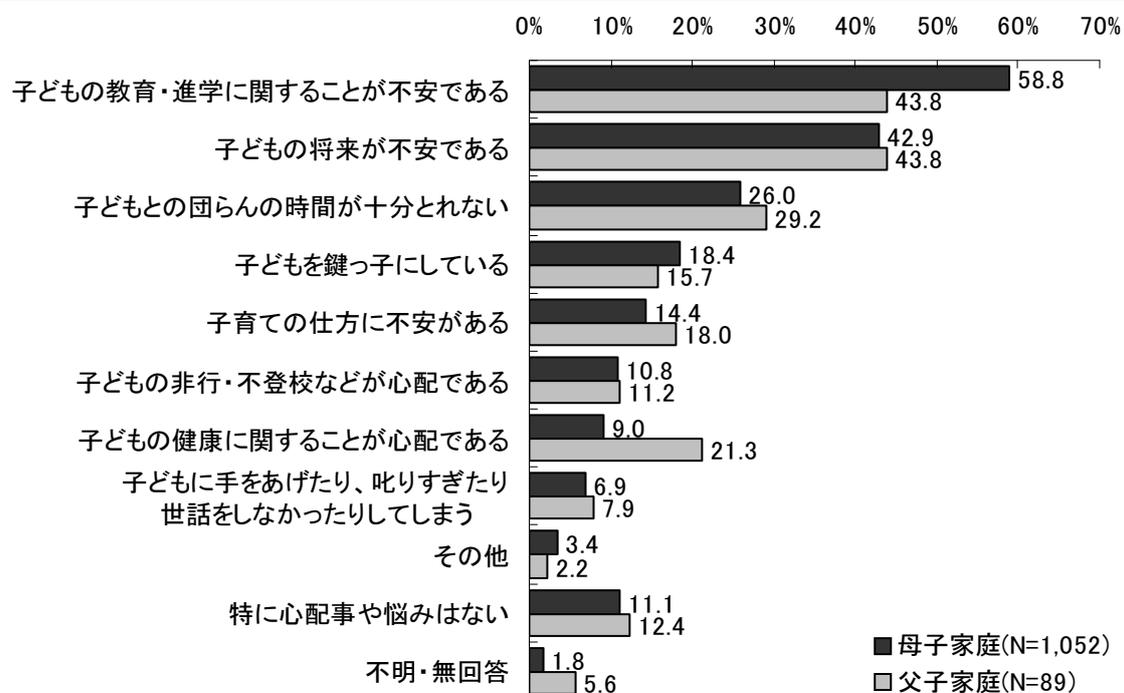


■その他回答

○子どもの生活状況、健康面など

【子どもに関する悩み】

母子家庭では「子どもの教育・進学に関することが不安である」が約6割と最も多く、次に「子どもの将来が不安である」が多くなっています。父子家庭でも「子どもの教育・進学に関することが不安である」、「子どもの将来が不安である」が約4割と多くなっています。

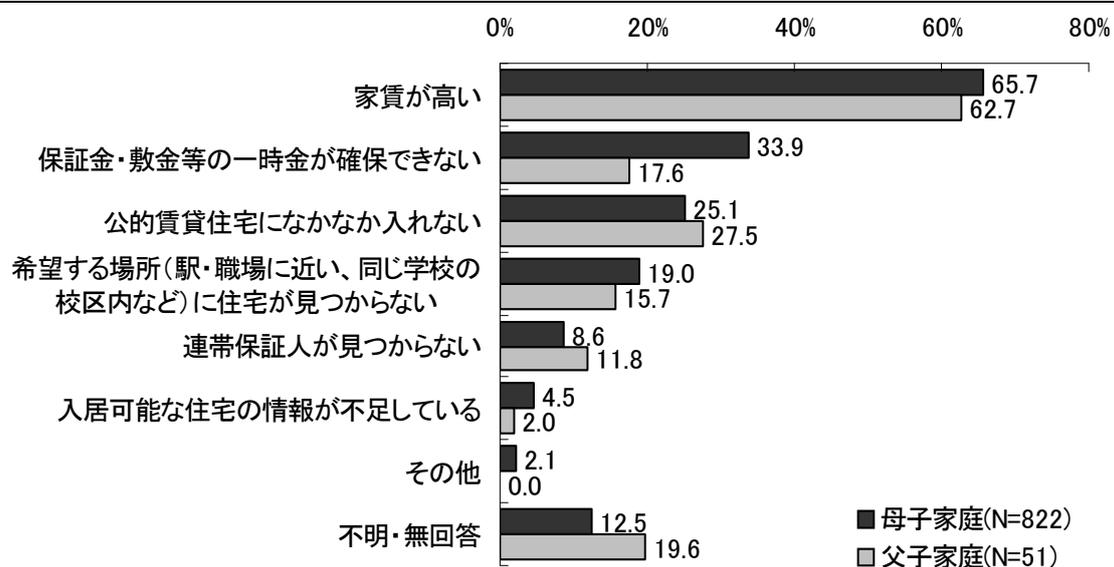


■その他回答の一部

- 子どもの学費について
- 子どもの発達について

③ 賃貸住宅を探すときや入居で困ったこと

母子家庭、父子家庭ともに「家賃が高い」が6割以上で最も多くなっています。母子家庭では次に「保証金・敷金等の一時金が確保できない」が多くなっていますが、父子家庭では「公的賃貸住宅になかなか入れない」が多くなっています。



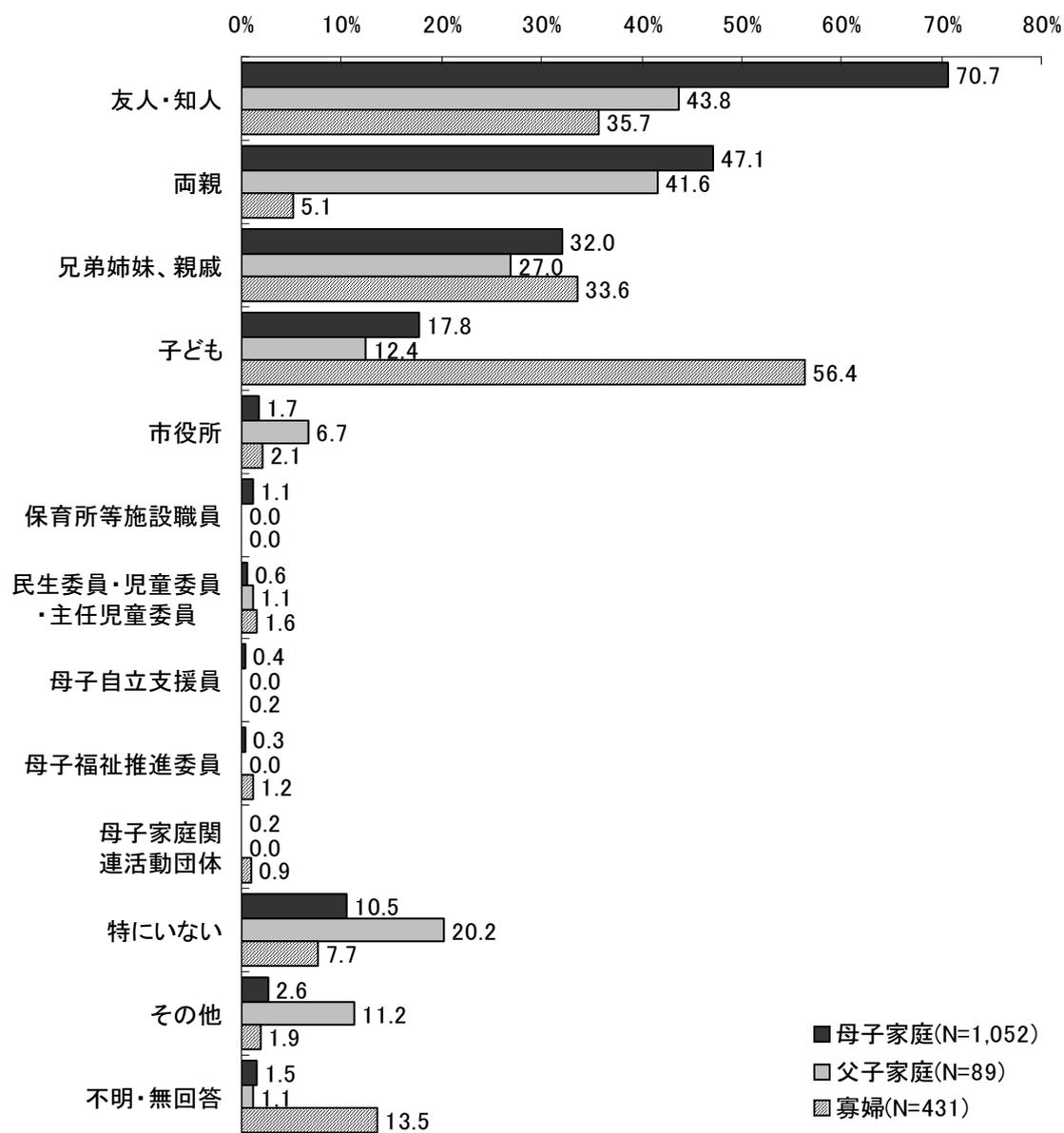
■ その他回答の一部

○母子家庭を理由に断られた

④ 悩み事の相談相手

母子家庭、父子家庭ともに「友人・知人」が最も多く、次に「両親」が多くなっています。寡婦では「子ども」が最も多く、次に「友人・知人」が多くなっています。

一方、「特にいない」という回答は母子家庭、寡婦で約1割、父子家庭で約2割となっています。



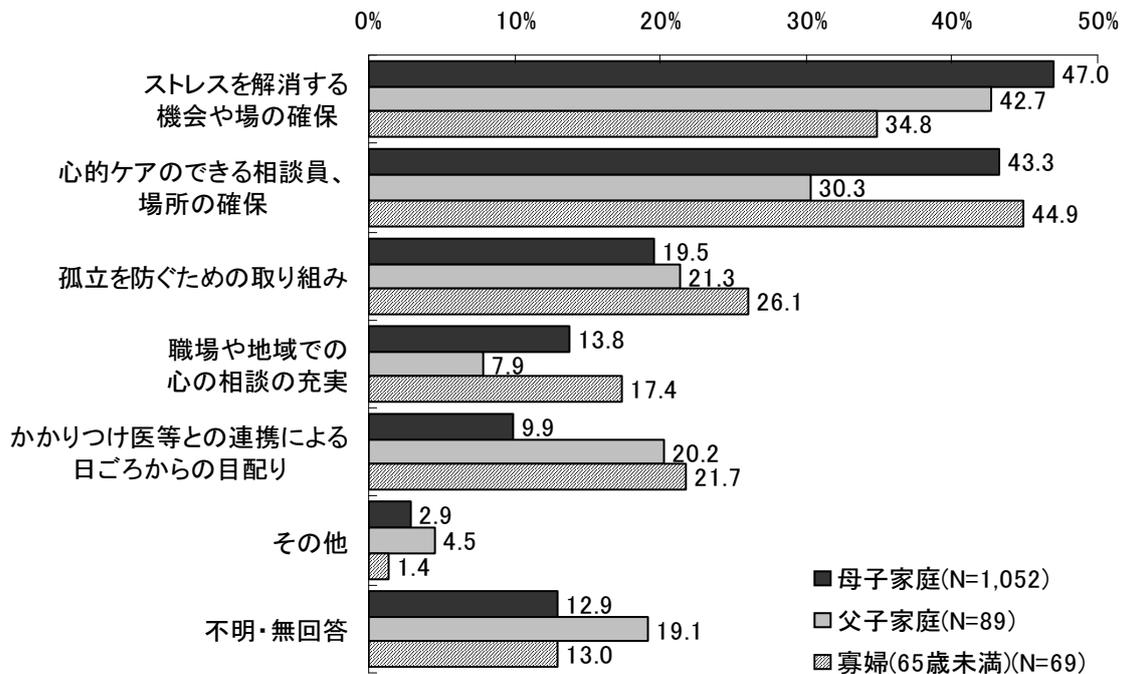
■その他回答

○学校の先生、医師、元配偶者など

⑤ 精神的な負担の軽減に向けた取り組み

母子家庭、父子家庭では「ストレスを解消する機会や場の確保」が最も多く、次に「心的ケアのできる相談員、場所の確保」が多くなっています。

寡婦(65歳未満)では「心的ケアのできる相談員、場所の確保」が最も多く、次に「ストレスを解消する機会や場の確保」が多くなっています。



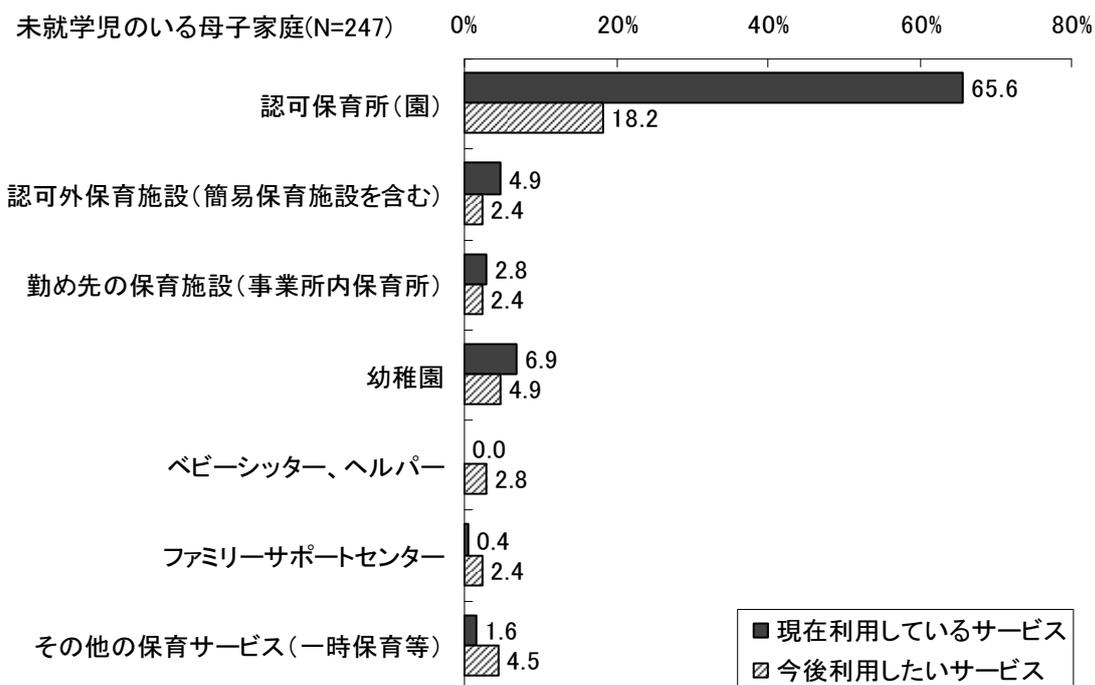
■ その他回答の一部

- 経済的なゆとり
- 平等に働ける環境
- 学校での相談窓口
- 子どもを預けられるところ
- 生活の改善ができる相談窓口
- 母子家庭と父子家庭の差を失くす
- 仕事が決まること

(6) ひとり親家庭の自立支援策

① 就学前の子どもを対象にした子育て支援の利用状況

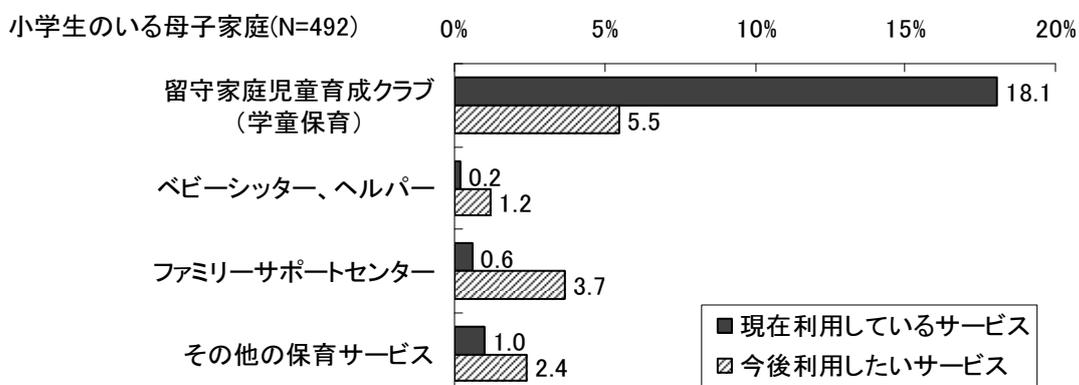
現在利用しているサービスは「認可保育所(園)」が7割弱となっており、その他の支援策は非常に低くなっています。今後利用したいサービスについても、同様の結果となっています。



※グラフ中では「不明・無回答」を表示していない。

② 小学生への子育て支援の利用状況

現在利用しているサービスは「留守家庭児童育成クラブ(学童保育)」が2割弱となっており、その他の支援策は非常に低くなっています。今後利用したいサービスについても、同様の結果となっています。

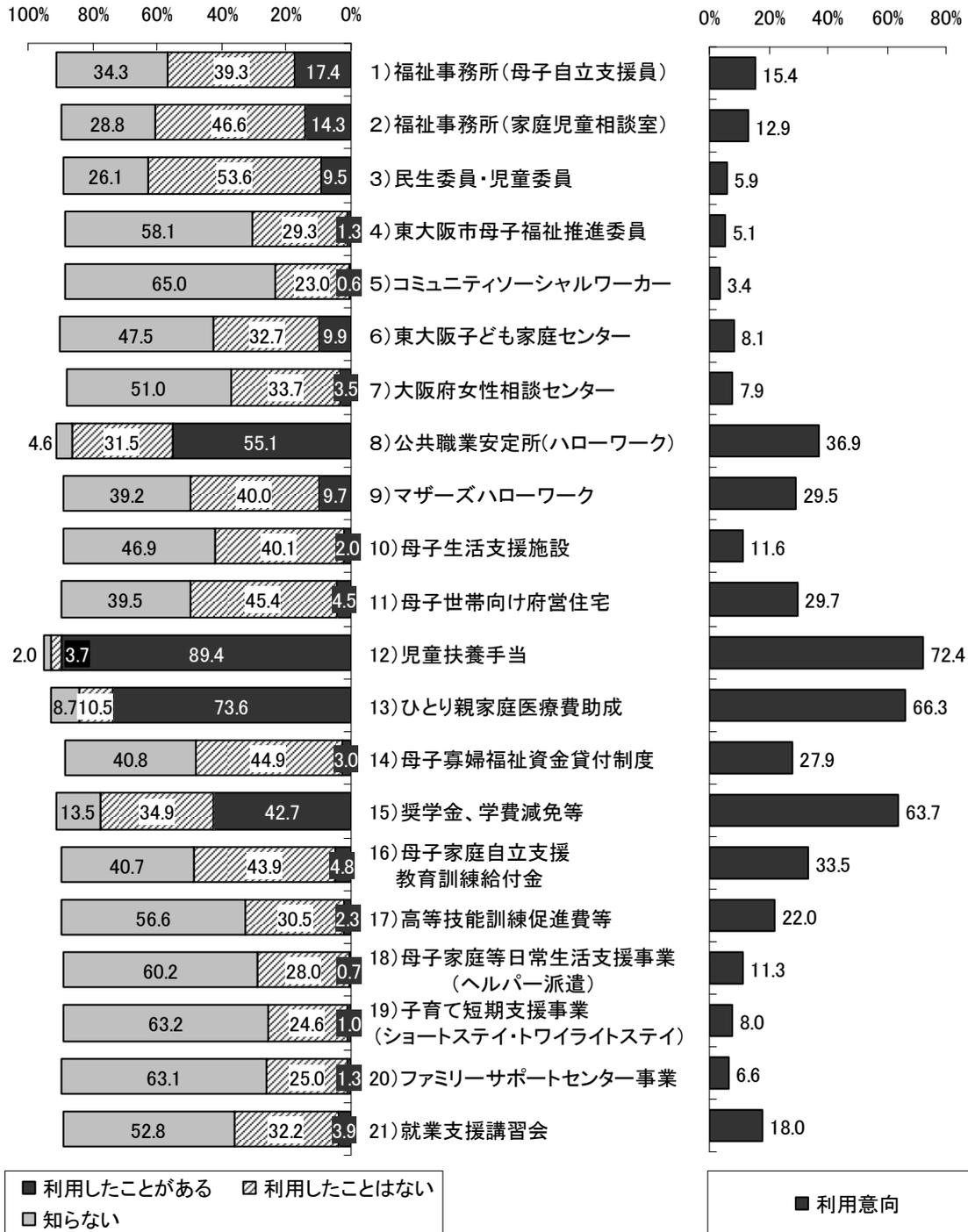


※グラフ中では「不明・無回答」を表示していない。

③ 子育てや就業に関するサービスや機関の利用状況

「児童扶養手当」「ひとり親家庭医療費助成」は利用経験が7割を超えて多くなっています。一方、「コミュニティソーシャルワーカー」、「東大阪市母子福祉推進員」、「ファミリー・サポート・センター事業」などは利用経験、利用意向ともに低くなっています

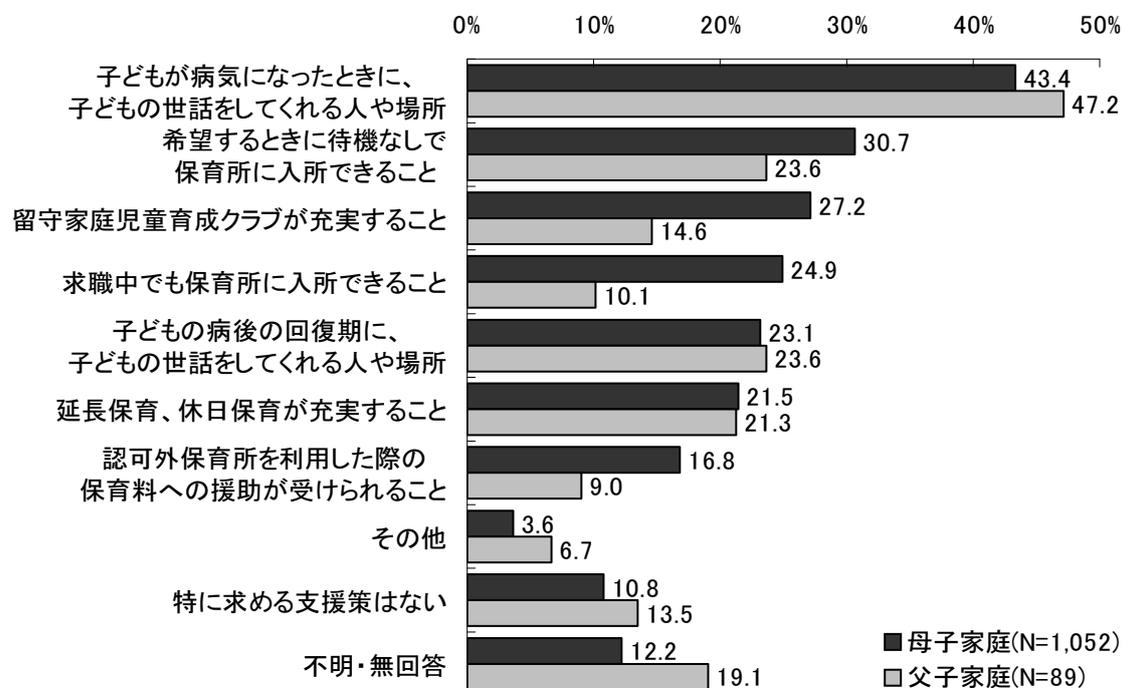
母子家庭(N=1,052)



※グラフ中では「不明・無回答」を表示していない。

④ 子育てと仕事の両立支援策への希望

母子家庭、父子家庭ともに「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」が最も多く、次に「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」が多くなっています。



■その他回答の一部

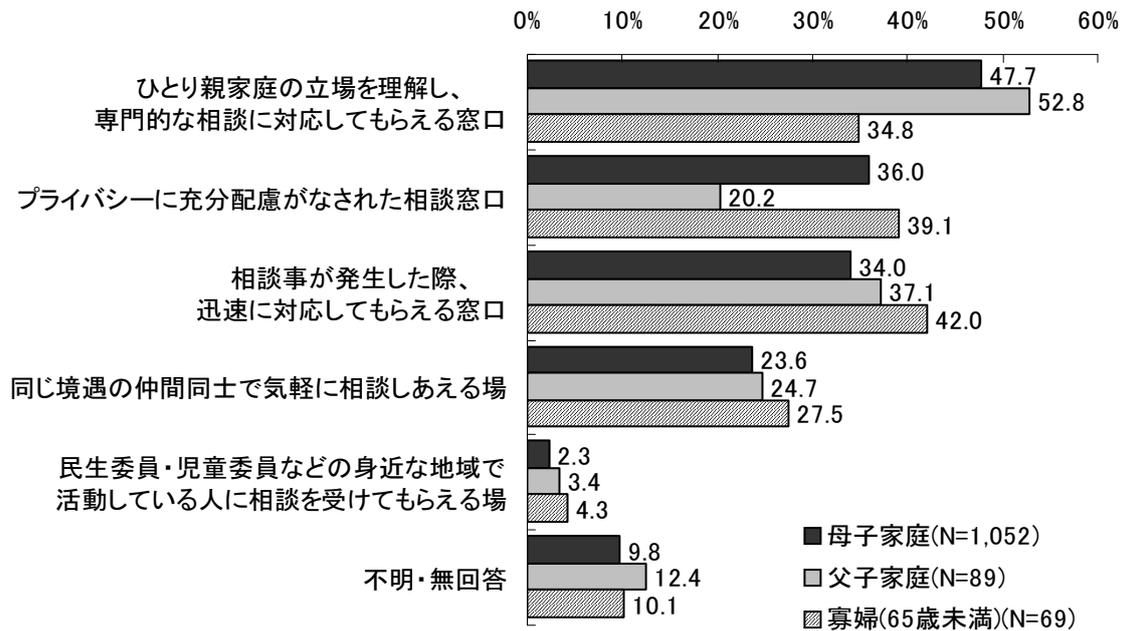
- ホームヘルパーの派遣
- 職場の理解
- 施設の充実など障がい児がいる母子家庭への支援
- 18歳以上の子どもがいる家庭への支援

(7) 相談の場のあり方や国、市に望む支援策

① 望ましい相談の場

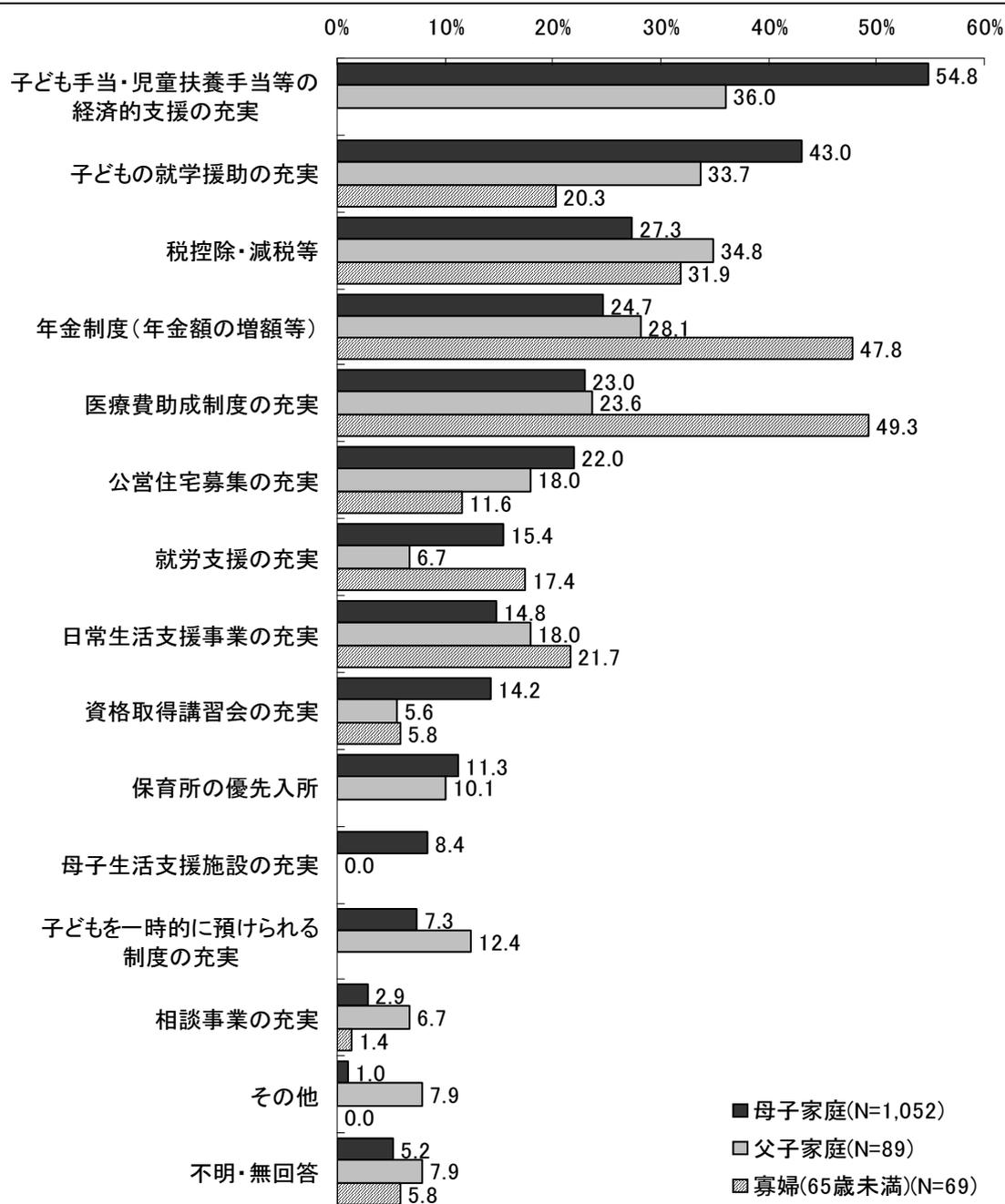
母子家庭、父子家庭ともに「ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」が最も多く、母子家庭では次に「プライバシーに十分配慮がなされた相談窓口」が多くなっており、父子家庭では「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」が多くなっています。

寡婦(65歳未満)では「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」が最も多く、次に「プライバシーに十分配慮がなされた相談窓口」が多くなっています。



② 国、市の施策への要望

母子家庭、父子家庭ともに「子ども手当・児童扶養手当等の経済的支援の充実」が最も多く、母子家庭では次に「子どもの就学援助の充実」が、父子家庭では「税控除・減税等」が多くなっています。一方、寡婦では「医療費助成制度の充実」、「年金制度(年金額の増額等)」が約半数と多くなっています。



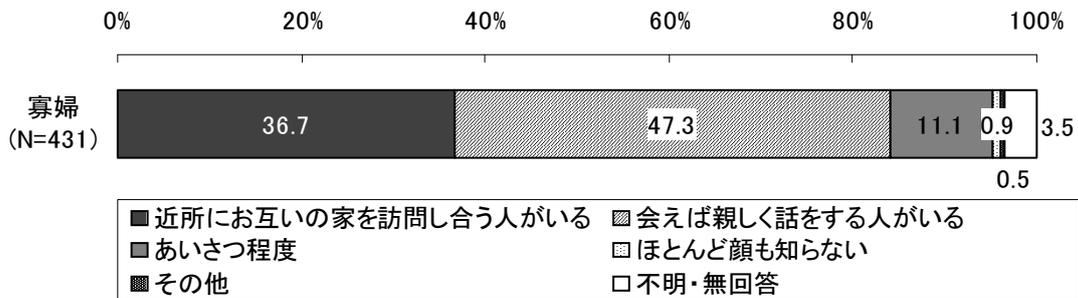
■その他回答の一部

- 父子家庭も母子家庭と同様に支援してほしい
- 学童保育の延長

(8) 寡婦における生活状況・就業意向・高齢期の暮らしの希望

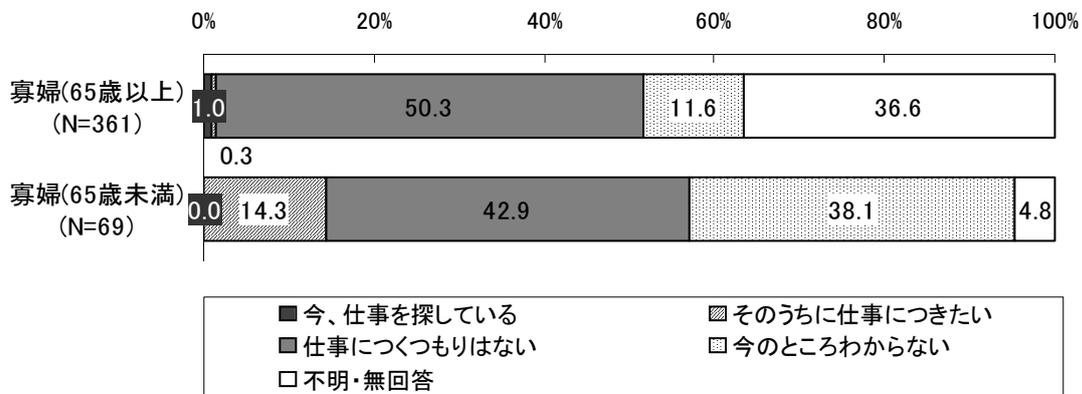
① 近所とのつきあいの程度

「会えば親しく話をする人がいる」が約半数と最も多くなっており、次に「近所にお互いの家を訪問し合う人がいる」が多くなっています。



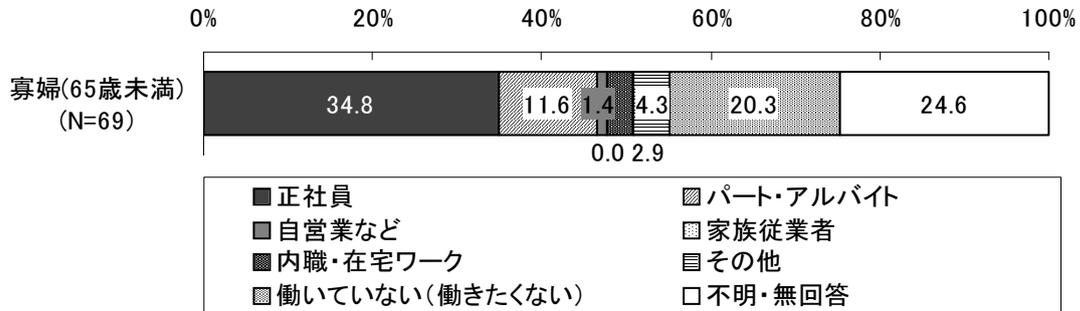
② 就業の意向

年齢によらず「仕事につくつもりはない」が約4～5割と最も多くなっていますが、65歳未満では「今のところわからない」も多くなっています。



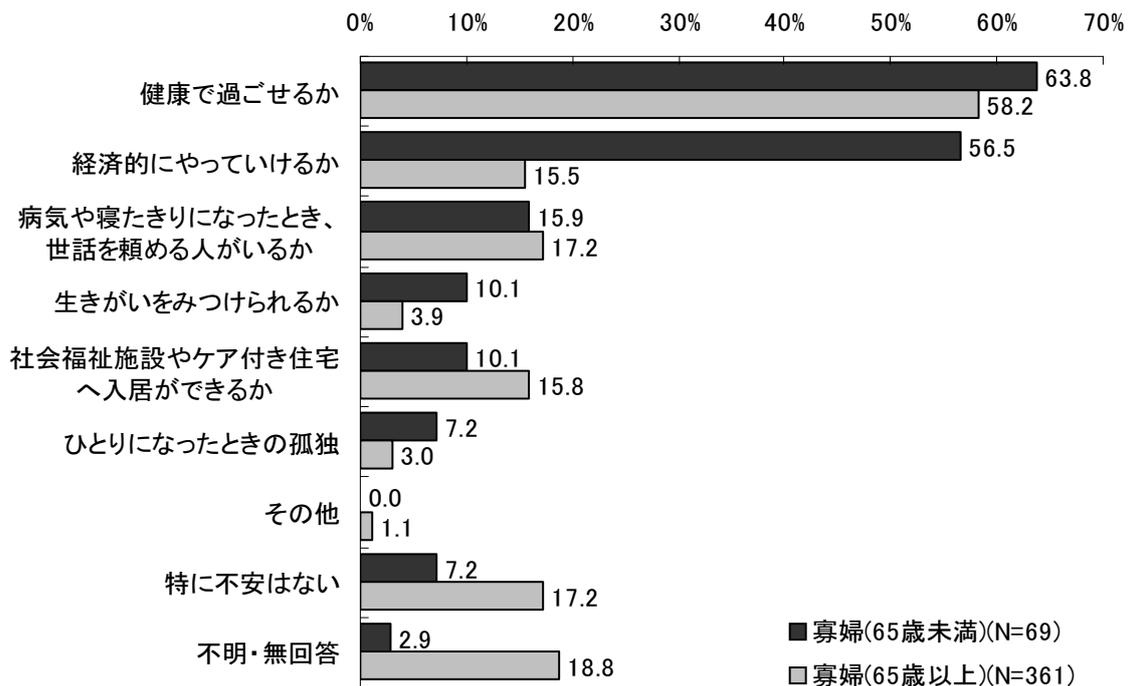
③ 就業形態の希望

「正社員」が約3割と最も多く、次に「働いていない(働きたくない)」が多くなっています。



④ 高齢期の生活の不安

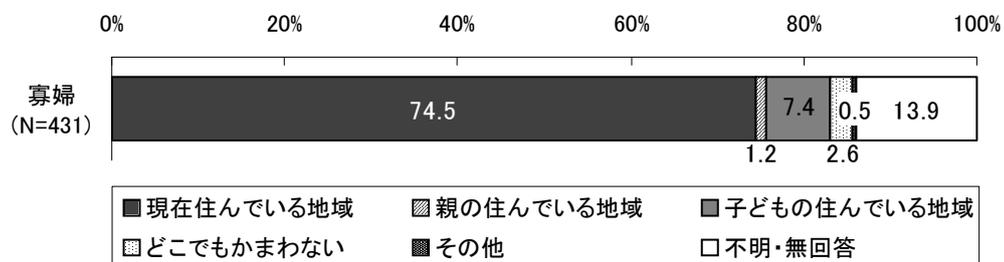
年齢によらず「健康に過ごせるか」が約6割と最も多くなっており、65歳未満では「経済的にやっ
ていけるか」も同程度に多くなっています。



⑤ 高齢期の暮らし方の希望

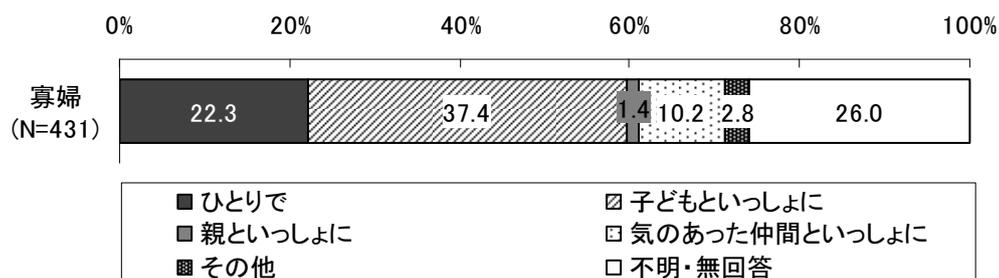
【どこで暮らしたいか】

「現在住んでいる地域」が約4分の3と最も多くなっています。



【どのように暮らしたいか】

「子どもといっしょに」が約4割と最も多く、次に「ひとりで」、「気のあった仲間といっしょに」が順に多くなっています。



自由意見等について

アンケート調査での自由意見等の概要は以下の通りです。

○各種手当

- ・児童扶養手当などの額や期間の拡充について

○就職・就労

- ・仕事と子育てとの両立の困難さや、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりの必要性について

○保育

- ・保育所への入所や保育時間の延長、病児保育の充実について

○相談の窓口・体制

- ・相談窓口の周知や時間の延長、相談員の資質の確保について

○公営住宅

- ・ひとり親家庭の公営(府営・市営)住宅への入居に対する施策の充実について

○子どもの教育・進学

- ・子どもの教育費に対する支援について

○ひとり親家庭医療助成

- ・ひとり親家庭医療費助成の期間等の拡充について

○父子家庭

- ・父子家庭の支援策の充実や、支援に対する情報提供について

○支援制度・サービス

- ・制度やサービスの利用方法の周知、情報提供について

○学童保育

- ・保育時間や負担額、年齢の拡充について

○資格取得について

- ・自立に向けた資格取得に対する支援の充実や、講習を受講できる機会の拡充とそのため情報発信について

○養育費

- ・養育費を確保するための制度などに関する環境整備について

グループインタビュー・ヒアリング調査結果

(1) 母子家庭の母親へのインタビュー

1. 生活状況について

20代～50歳代の母子家庭のグループインタビューでは、年齢的な就業の困難さや、子どもが大きくなるにつれて、進学等で費用がかかるが手当などがなくなるので、生活が大変であるという意見がありました。

2. 今後の支援策について

今後の支援について望むものは、以下のとおりです。公的な支援の周知や充実が必要という内容でした。

- ・母子自立支援員に子どものことについて相談し、大変助かっており、より一層の相談体制等の充実を望む。
- ・アンケートの項目にあるような公的な支援は、あまり知られていないのではないか。もっとパンフレットなどで周知した方が良いのではないか。
- ・資格を取るために、3ヶ月くらい勉強しなくてはいけないが、そのための環境が整っていない。
- ・学童保育は土日が開いておらず、時間制限や年齢制限があるなど、まだ利用しにくい部分がある。
- ・子ども手当は今後も継続してほしい。
- ・手当や助成の制度は、子どもの年齢や時期によって不公平感が出ている。
- ・奨学金を借りているが、利子が負担になる。せめて無利子にしてほしい。

(2) 若年層の母子家庭の母親へのインタビュー

1. 生活状況について

10代～20歳ぐらいで母子家庭の母親になられた方は、経済的な自立が難しく、自身の親族から支援を受けている家庭が多いようです。また、親族からの経済的支援があっても、近くに家族が住んでいないため、子どもや自身が病気で急に子どもを預ける時に、利用料金が高く、時間が限られるなどで困ることがあり、子育てと仕事や学業との両立が難しいという意見がありました。

2. 今後の支援策について

今後の支援について望む主なものは、以下のとおりです。子どもが病気になったときの相談や子どもを預かってもらえるところなど、子育て支援の充実や自立に向けた支援が必要という内容でした。

- ・行政等の支援として、子どもが病気の時にどうしたらよいのかすぐに相談に乗ってくれるフリーダイヤルのようなものがあるとよい。
- ・子どもが病気になったときすぐに預かってくれるところがあるとよい。
- ・今後の就職を考えた時、子どもがいることにより就職に不利になるかもしれない。就職活動をする際に子どもを見てくれるところ、また働く際にも子どもを柔軟に預かってくれるところがあるとよい。
- ・急用などで子どもを1日だけ預かってくれるところは、料金が低い。低料金で子どもを気軽に預けられるところがあるとよい。
- ・資格取得のための勉強をする際、子どもを預かってくれるところがあるとよい。
- ・保育所入所を切望している人が入所できないことがある。必要としている人が入所できるようにしてほしい。

(3) 母子自立支援員へのヒアリング

1. 東大阪市内におけるひとり親家庭の状況について

母子家庭への支援は就労、住まい、子どもの保育所の確保など生活全般にわたることが多く、非常に複雑であり、以下の内容が相談を通じて感じられる主な状況です。

- ・就労に関しては、実際に就労できる時間が制限されることから、パートやヘルパーなどが多く、それが収入の低迷につながっている。
- ・地域の居住層によって離婚前の相談、貸付・DV の相談など相談内容に差があるように感じている。
- ・自己破産や債務整理中の相談者には、親戚づきあいが薄かったり、他に相談相手がいなかったり、一人で問題を抱えてしまっている人が多い。
- ・離婚前からの相談を受けていても、保育所に急に入所できることは少ない。
- ・精神的な病の相談は増えてきている。いざ自立していくという段階で発症する人が多いようである。

2. 今後の支援について

今後の支援については以下のとおり、関係機関や地域との連携、保育サービスの充実などが主な内容でした。

- ・各機関での相談内容の役割分担、線引きが難しいと感じている。各機関と連携した会議が行われると、より支援しやすいのではないかと。
- ・子どもの年齢によって課題や相談内容は変わっていくので、それに随時対応できるようにしなければならない。
- ・やはり、保育所の少なさがひとり親家庭の自立の妨げになっているように思う。また、保育所だけでなく学童保育の時間帯の改善も進めてほしい。
- ・母子自立支援員という名前ではあるが、今後は父子家庭の父親への対応も増えると思うので、父親の就労やDVの問題など、相談内容に対応できるようにしなければならない。
- ・ひとり親家庭の親が互いに気軽に保育できるような制度を取り入れてはどうか。身近なところに小規模な地域活動が市内に多くあれば、より自立につながるように思う。
- ・地域の民生委員との連携が課題ではないか。ひとり親家庭への支援を地域にどう根付かせていくかが重要である。

東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年1月21日東大阪市条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

東大阪市社会福祉審議会規則

平成17年1月31日東大阪市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、本市のひとり親家庭（母子家庭、父子家庭及び寡婦）自立促進計画（以下「自立促進計画」という。）を策定するにあたり、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見項目)

第2条 本市が自立促進計画を策定するにあたり、懇話会の意見を参考とする項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の区域におけるひとり親家庭の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- (2) 市の区域においてひとり親家庭の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかげるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体関係者
- (2) 児童福祉関係機関職員
- (3) 雇用関係機関職員
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会と合同で開催するものとする。

2 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の会長が招集し、その座長となる。

(関係者の出席)

第6条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等	備考
井上寿美	関西福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科 講師	
小野剛	連合東大阪 幹事	
勝山真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター長	
高山昌弘	東大阪市私立保育会 会長	
辻本謙嗣	東大阪市福祉施設会 会長	
藤並マサ子	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長	
中川千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 教授	会長
松井保博	東大阪市議会議員	
山野則子	大阪府立大学 人間社会学部 准教授	会長代理

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会 委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等
長谷川雅一	布施公共職業安定所 業務部長
原淳子	社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 事務局長
元島せつ子	市立母子生活支援施設 高井田ホーム 施設長
樫本みき子	公募委員
野村公子	公募委員

計画策定経緯

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会と東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会において合同で全4回の審議を行いました。

回数	開催日	内容
第1回	平成22年8月27日(金)	第二次計画の策定について アンケート調査の実施について
第2回	平成22年10月27日(水)	アンケート調査結果(中間報告)について 骨子案について
第3回	平成22年12月3日(金)	計画素案について
第4回	平成23年2月4日(金)	計画案について

用語解説（50音順）

大阪府女性相談センター

DVの被害者や女性からの電話や来所による相談を受け、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等、自立に向けた支援を行っています。

大阪府東大阪子ども家庭センター

養育困難、児童虐待、子どもの障がい、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。

家庭児童相談室

福祉事務所において、子どものしつけ、知能や言語の発達、学校生活、家族関係のことなど、家族や子どもに関する相談に応じています。また、児童虐待の通告窓口となっています。

公共職業安定所(ハローワーク)

再就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。

高等技能訓練促進費

市の指定する就職に有利な資格の取得をめざし、2年以上修業する場合に、高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金が支給されます。指定する資格は、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)です。

子育て短期支援事業

(ショートステイ)保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害などの理由により一時的に家庭において養育できない場合などに、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行います。

(トワイライトステイ)保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合などに、夕刻から夜までの間、概ね6ヶ月を限度として子どもを預かり養育を行います。

子ども手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに、0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方に支給されます。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親あるいはその家族からの相談に応じたり、地域と関係機関、専門的な相談先をつなぐ役割を果たします。また、援護を必要とする方を総合的に支援するための、地域福祉のネットワークづくりを行います。

児童扶養手当

ひとり親家庭の父か母、又は養育者が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護するときに支給されます。ただし、公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられることができる場合等は受給することができません。なお、所得が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

就業支援講習会

自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座（簿記、医療事務、パソコン、ホームヘルパー等）及び就職セミナー等を開催しています。

小地域ネットワーク活動事業

小地域（おおむね小学校区）を単位として地域の福祉活動に取り組んでいる校区福祉委員会により、援護を必要とする方が地域の中で安心して生活できるよう、支え合い・助け合い運動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。

スクールカウンセラー

学校園における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等を、スクールカウンセラーとして全市立中学校と日新高等学校に配置し、園児・児童・生徒・保護者に関わる課題等の改善にあたります。

スクールソーシャルワーカー

福祉的な視点から、園児・児童・生徒の環境改善を図ることを目的とし、教職員等への研修や具体的な事案へのケース会議の充実、また、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる園児・児童・生徒・保護者への支援体制の充実を図り、課題等の改善にあたります。

地域就労支援事業

働く意欲がありながら、雇用・就労を妨げる様々な要因を抱える、ひとり親家庭を含む就職困難者に対し、就労支援コーディネーターが就労相談に応じています。

ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女(パートナー)間において加えられる身体的・精神的・性的な暴力をいいます。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれます。

ひとり親家庭医療費助成

児童扶養手当、遺族年金などを受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親家庭(父、母または養育者とその児童)の方が、医療機関などで医療を受けたとき、保険診療の自己負担分の一部を助成するものです。

ファミリー・サポート・センター事業

育児などの援助を行いたい人と、援助を受けたい人とがお互いに会員になって行う相互援助活動を支援するシステムです。会員に登録すると「依頼会員」は「援助会員」から、保育施設への送迎などのサポートを受けることができます。

母子家庭自立支援教育訓練給付金

就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座(教育訓練給付講座)を受講した場合に、受講料の一部が支給されます。

母子家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣)

就職活動等の自立促進に必要な事由及び一時的なけがや病気、冠婚葬祭等の社会的事由により一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業です。

母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母・寡婦の方及び40歳以上の配偶者のない女子を対象とした貸付金制度で、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉の増進を目的とした制度です。(修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など)

母子自立支援員

福祉事務所において、ひとり親家庭の方々の生活の安定、自立のための相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行っています。

母子生活支援施設

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

母子世帯向け府営住宅

府営住宅の入居募集を一般世帯向け募集とは別に行っています。なお、収入基準、家賃等は一般の府営住宅と同じです。

母子福祉推進委員

母子家庭、寡婦の地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに1名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が生活の安定、自立のための相談、情報提供、関係機関への連絡などにより、福祉の推進を図っています。

マザーズハローワーク

子育てをしながら就職を希望している方に対して、職業相談や求人情報の提供など総合的かつ一貫した就職支援を行っています。

民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などのあらゆる分野の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。「児童委員」を兼ねています。

「児童委員」は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」が、小学校区に1名指名されています。